
令和6年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和6年6月12日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月12日 午前8時59分開議

- 日程第1 一般質問
1. 村上 定陽 議員
 2. 藤升 正夫 議員
 3. 中田 元 議員
 4. 庭田 英明 議員
 5. 大庭 澄人 議員
 6. 桜下 善博 議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 村上 定陽 議員
 2. 藤升 正夫 議員
 3. 中田 元 議員
 4. 庭田 英明 議員
 5. 大庭 澄人 議員
 6. 桜下 善博 議員

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 河村由美子君 | 6番 松蔭 茂君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 藤升 正夫君 | 10番 中田 元君 |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	重藤 剛君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 竜也君
税務住民課長	……………	山根 徳政君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	渡邊 栄治君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	河野喜代志君			

午前 8 時 59 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前におつなぎをしておきます。深川柿木地域振興室長については、業務上の都合にて本日は欠席をします。報告をしておきます。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1 番目の通告者、2 番、村上議員の発言を許します。2 番、村上議員。

○議員（2 番 村上 定陽君） 2 番、村上でございます。通告を事前に、大枠 2 問質問させていただいております。それに沿って質問していこうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、1 問目に入らせていただきます。

大枠、学校教育と社会教育という形で質問させていただいております。

1 番目の質問です。学校教育と社会教育の違いについて、教育長のお考えをお聞きいたします。お願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 改めまして、おはようございます。しょっぱなから答弁させていただ

きますのは初めてでございまして緊張しておりますが、どうぞよろしく申し上げます。

御質問の内容については、学校教育と社会教育の違いについてということでございました。

まず、学校教育、社会教育、それぞれのことについて教育基本法を見ますと、学校教育は、「国、地方公共団体や法律に定める法人のみが設置することができ、教育の目標が達成されるよう、心身の発達に応じて体系的・組織的に行われる教育」となります。

また、社会教育は、「個人の要望や社会の要請に応じて、国、地方公共団体によって奨励されるものであり、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設において行われる教育」となります。

また、社会教育法においては、社会教育とはという定義がございまして、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動というふうにも定義をなされております。

これだけだと違いが分かりにくいですので、学ぶ主体としての1人の人に目を向けて、「いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どのように」という、5W1Hになりますけれども、それで考えると分かりやすいのではないかと私は思っております。

例えば、小学校入学前の幼児を対象にして、図書館で専門家が読み聞かせや人形劇を行い、絵本に親しませるといった場合、既に社会教育の領域に入っていると思っております。

吉賀町では、小中学生も放課後サクラマス教室に参加したり、公民館主催の各種体験学習の機会があったりと、学校教育と並行して社会教育も受けております。もちろん大人の方も各種講座で学び直しと呼ばれるリスキリングをしたり、同好の士で自然や歴史、文化あるいは趣味を楽しんだりする場も一般的な社会教育として位置づけられます。

したがって、いつと問われれば、幼児から高齢者に至るまでの生涯、どこでと問われれば、建物の中あるいは野山の中、あるいは自然の中、山の上といったこともあるのでしょうか。あらゆる場所でというふうなことになると思います。

誰かと問われれば、専門的な指導者、リーダーなどの下で、何をと問われれば、学び手が関心のある内容、学びたい内容を、なぜと問われれば、自分の知識・能力として身につけるため、どのようにと問われれば、観察や体験、講義なども含まれるかと思いますが、様々な方法で学んでいく、これが社会教育であると考えます。

一方、学校教育においては、いつを考えますと、満6歳で小学校に、これより以前に幼稚園も学校教育の一部ではありますけれども、吉賀町で考えますと、満6歳で小学校に、満12歳で中学校に入学するということになり、学校教育が行われます。

どこと問われれば、体育館や校舎、運動場を含めた学校施設の中で、あるいは校外学習と呼ばれるもので、校外にも出かけたりすることはございます。また、誰かと問われれば、教員資格を

持った教員が、何をと問われれば、学習指導要領に定められた内容、あるいは、県の方針であったり、町の方針であったり、一部追加されるものはございますけれども、そういった内容、なぜと問われれば、教育関連の法規、それから、学習指導要領に沿って、また、各学校の教育目標に沿ってということになるかと思えます。

そうした下で、意図的、計画的な指導計画の下、どのようにと問われれば、一般的には教員が教科書を用いてということになるかと思えます。

というふうなことで考えますと、学校教育は、いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どのようにが明確になっており、社会教育は、それはケースバイケースであり、様々であるという点が大きく違っているというふうにご認識をされているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

つまり、学校教育に関しましては、公式なカリキュラム等に基づいて、しっかりと資格を持たれた指導者が指導を行われる教育であり、社会教育であれば、生涯学習等、人生の全ての中で行われるものだということでの説明ありがとうございます。

では、2番目の質問に入らせていただきます。

今、違いを御説明いただきましたが、今度、学校教育と社会教育の共通点について、教育長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 学校教育と社会教育の共通点といたしましては、私の認識でございますが、「学ぶ主体となるものが存在する」という、まず1点に尽きると思えます。そして、その目的は、教育基本法において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と規定されているとおり、その者がよりよく成長・向上していくために、あるときは指導、あるときは支援、あるときは認め励まし、ともに育っていく営みだと認識しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。言われるとおり、文言にするとそういうことになると思いますが、やはりその人の人生をつくるために生涯学ぶことについては、学校でも社会でも常に学んでいくという体制をつくっていく、そして、教育を行っていくというところを考えていかなければいけません。そのための政策というか施策等は、しっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3番目の質問に入らせていただきます。第2期吉賀町教育振興基本計画についてお聞きいたします。

今回答にありましたが、振興計画を読ませていただきまして、気になったところ等々、何問か質問させていただきますので、すみません、事前通告を大卒でしかしておりませんでしたがお答えできる範囲でよろしくお願いいたします。

まずは、人権教育のところでお聞きさせていただきます。

人権教育のところ、吉賀町では、その中心にハンセン病問題の解決を捉えて推進しています。「特に、中学生、高校生とハンセン病療養所で生活する町内出身者等との交流を通じて、差別の現実に深く学ぶ機会の充実を今後も推進していきます」と書いてございますが、指標の中で、ハンセン病療養所入所者さんとの交流の継続で、令和3年はゼロ人、目標は令和8年、5年間で100人ということを書いてございます。令和4年度は、どういう活動をされたのか、分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 教育振興計画の進捗状況評価書には記述がございまして、ちょっと今すぐに確かめられないという状況で、令和4年度までは、やはりコロナ禍であるということで、実際の交流はおそらくできなかったのではないかなというふうに、ちょっとこれは記憶が定かでないものですが、令和4年度か5年度か、吉賀高等学校の生徒さんが、熊本の菊池恵楓園を訪問されたというふうには伺っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 0から100の間でしたので、回数ぐらいは分かるかなと思いましたが、認識されておるかなという形で、すみません、安易に質問させていただきましたが。

これはとっても大切なことですし、こうやって指標も出されて明確に目標として立てておられます。教育委員会のほうでしっかり意識して、何回やったとかというのは、指標に出ているとかじゃなくて、委員会内でもしっかり共有されるようにされていかれればと思います。本当に大切な目標だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、質問させていただきます。

この中に、よしかっ子7か条を基軸とした「ふるまい」の推進ということで掲げておられますが、よしかっ子7か条、これについての取り組みに関してお聞きいたしたいと思いますが、まず、よしかっ子7か条、これをお教えいただくことはできますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） よしかっ子7か条につきましては、町の社会教育委員の会で、いろい

ろ協議して定められたというふうに聞いております。

各学校において、年度当初、訪問されて、教育委員の皆さんがぺたっと貼るマグネットシートを準備されて、それを子どもたちに配付して啓発をしているところでございます。

7か条につきましては、月・火・水・木・金・土・日という1週間に例えまして、月曜日は、決めた時間（6時30分）までに起きよう。火曜日については、決めた時間（低学年は9時、高学年は10時）までに寝よう。水曜日はテレビやゲームなどは時間を決めてしよう。木曜日、自分から進んで挨拶をしよう。金曜日、お家で決めたお手伝いを進んでしよう。土曜日、食事の時はテレビを消し、会話と食事を楽しもう。日曜日、地域活動に参加して、豊かな自然や伝統文化に関わろうというふうなことがございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。それで、よしかつ子7か条を基軸とした「ふるまい」の推進、ふるまいの推進というのが、県のプロジェクトの中で掲げられておりますが、このふるまいの推進というのは、どういった形で行われているのか、御存じであればよろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） ふるまい教育につきましては、まず平成20年代の前半に、県のほうで施策として取り組み始められたところでございます。今現在は、様々な県の学力であったり、教育であったり、そういう県の教育長との懇談会のようなものもございまして、県の施策についていろいろ伺っておりますが、以前ほどは、ふるまい教育については、前面にはそれが出てきていないというふうな状況です。

吉賀町におきましては、教育振興計画にも位置づけられていますように、よしかつ子7か条を含めて、各学校で道徳的な価値を基に、例えば、挨拶であったり、礼儀であったり、感謝の気持ちであったり、そういうことを表せるような場というものを、学校教育目標にも位置づいているところもありますけれども、それでもって推進をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。私がこのふるまいの推進というところで注目したところがございます。

その点についてちょっと述べさせていただきますが、近年コロナ禍の中から、小学生、中学生とも、登校に関して学生服を着ていない、体操服のままで登校している姿が見受けられます。こういった形でそういうことが決まったのか分かりませんが、やはりふるまいとか、そういう子どもたちのけじめの部分とか、意識の切り替えとかという部分で、せっかく学生服があるのに登校

時、体操服を着ている。もちろん体操というか、体育の時間には体操服を着ている。そして、座学といいますか、それぞれの各教科の勉強のときも体操服を着ていると想像されます。

私は、やっぱりふるまいでも、けじめとかを意識する部分で、その切替えをさせるのも教育ではないかと考えております。その辺、教育長はどのようにお考えか、お教えいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、議員の御質問は、服装においてまずはけじめというふうなことでお伺いいたしました。

各学校で定められています制服については、今現在、少しずつ改正といいますか、改定の動きがあるというふうに承知をしているところでございます。

それから、朝の登校時あるいは下校時に体操服でということは、それぞれ学校のお考えがあつて判断をされていることでございまして、登校してからの着替えまでの時間がすごくかかってしまうというふうなところ。今、学校の時間というものが、教員の働き方改革を含めまして、学校のそれぞれの時間を見直しているというふうなところがございまして、その時間の節約というふうな面はございます。

それから、制服についてですけれども、今学校で、蔵木小学校については自由服となっておりますけれども、制服については儀式的な行事において着用しているというふうな状況です。

これにつきまして、このけじめという観点からの服装について、議員がそうお考えになる点は、ごもっともな点はございますけれども、今学校において制服を着用する着用しない、この切り替えであるとか、全てを見渡したときに、それがけじめということが優先するのか、それとも、学校生活をスムーズに送れるというふうなことがメインに優先されるのか、そのあたりは、やっぱり各学校の判断だと考えておりますので、余りにもどうかなというふうなことがあれば、また教育委員会にも教えていただきたいと思っておりますけど、今現在、制服でないことによってけじめができていないというふうには、私としては感じておりませんというところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。けじめという言葉を使ったのがいけなかったのかもしれませんが、やっぱりその時々、いわゆる意識の変わらせ方というか、メリハリといいますか、そういうところも教育としては大切なことでありまして、先ほど言われました時間のロスを防ぐということは、やはり子どもの教育に関しては、これは必要ではないと私は感じます。やはり丁寧な、丁寧な対応によって子どもは成長していくと私は感じておりますので、その辺、各学校の判断ということも今おっしゃられましたが、吉賀町の町立の小中学校であります。これを統制する教育委員会のほうでしっかりと指針を決められて、出されて、行っていくのが必要では

ないかなということを感じますので、その辺は今後御検討いただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

じゃ、大卒の2番の質問に入らせていただきます。

サクラマスプロジェクトと中高一貫教育ということで質問させていただいております。

1番目、当町の掲げるサクラマスプロジェクトとは、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは、サクラマスプロジェクトについて、私の考えを述べたいと思います。

まず、第2期吉賀町教育振興計画の5ページにあるとおり、サクラマスプロジェクトは、豊かな学びや体験をすることにより、ふるさとの豊かな人との関わりを通して、いつの日か吉賀町を支える人材（財）の育成を目的——目的というのは長期的に目指すゴールだというふうに考えておりますが——に立てられた構想、実施するための戦略というふうに捉えております。

その構想の柱といたしましては、1つ目、推進体制の充実ということで、サクラマスプロジェクト推進協議会や地域会議の設置、2点目、豊かな学びや体験の充実ということで、学校等におけるふるさと教育の充実、3点目、子どもの学び、地域活動の充実ということで、子どもの地域活動への参画、4点目、地域の教育力の充実ということで、公民館を中心とした地域の一体化、5点目、家庭教育の支援ということで、親の学び、親同士のつながりというふうなことです。この5点が上げられます。

つまり、学校、地域、公民館、家庭が、それぞれの役割を連携しながら果たしていき、推進協議会や地域会議が推進役となって、サクラマスプロジェクトが実施されるものと考えております。

この学びの内容の中には、保育所世代においては地域の中に浸るというようなこと、小学生世代においては地域について知る、中学生世代においては地域のために貢献する、高校生世代には地域課題について考え、行動するというふうな内容も示されているところでございます。これは、振興計画には直接は載っておりません。というふうに、サクラマスプロジェクトを捉えているところでございます。

なお、サクラマスプロジェクトを説明する文章の中に理念という言葉も使われておりますけれども、これは皆同じ方向、同じベクトルとなるように示した基本方針という意味だと理解しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。つまり、サクラマスプロジェクトは、子どもから大人までの、この地域を支える、そして、今後を担っていくための人材育成の教育方針

だと考えております。つまり、この地域での社会教育の部分に当たるんだと思います。ありがとうございます。

では、全体が分かりましたので、先ほど、学校教育と社会教育の違い、共通点をお聞きいたしました。まさにこれが共通点の部分であって、学校教育の中でもこのサクラマスプロジェクト、町が先進的に出しておられる方針でございますので、サクラマスプロジェクトの内容をしっかりと学校教育の中でも使っていくというところで、やっておられるんだと思いますので、その辺が確認できたので、分かりましたので結構です。

じゃ2番目、当町におきましては、中高一貫教育の推進を図っておられます。一般的な中高一貫教育のメリット、そしてデメリット、それぞれございましたら、お教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 一般的な中高一貫教育ということでございまして、中高一貫教育には3つの型がございます。中等教育学校という、もう本当に一貫したもの、それから、併設型と呼ばれて、中学校入学段階、高校入学段階、それぞれ入試があるけれども、カリキュラム等を通じてというようなところ、それから、3つ目が本町でやっています連携型の中高一貫教育でございますが、一般的にというふうなことでお答えいたします。

やっぱり中高一貫教育というのは、6年間というキーワードで捉えられ、そのメリットとしては、まず一貫した教育によって学習の連続性、継続性が保障されるということが上げられると思います。

また、一般的にはですけれども、高校受験がないため、あるいは負担が少ないということもありますが、ゆとりある学校生活を送ることができること、6年間同じ校舎で大きな変化が少ない環境で、関心のあることや得意なことに打ち込むことができることなどが上げられます。

さらに、6年間同じ校舎で学ぶため、環境の変化に対して大きなストレスを感じやすい生徒には適しているというふうなことも上げられます。

また、中学段階で大学入試を見据えたカリキュラムを編成している学校もあつたりということで、ハイレベルな学習や探求学習の機会を得るということもできます。

デメリットとしましては、中高一貫校、中等教育学校といわれる学校では、授業レベルが高くスピードも速いため、怠けてしまうと生徒間で大きな学力差がついてしまう可能性もあります。

また、6年間同じ校舎で学ぶことで窮屈さを感じてしまう生徒も出たり、大きな変化がないことで、本来はあるはずの緊張感が薄れてしまつたりということもあるかと思われまふ。というふうなことが課題だと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。私もその辺を感じております。

しかし、一般的に今、答弁していただきました3つの中高一貫教育の定義というか、ございますが、当町におきましたら、先ほどもお答えがありましたが、連携型という形で行われております。この連携型のメリット・デメリットを教えていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、議員がおっしゃられたように、町内では吉賀高校と町内の吉賀中学校、六日市中学校、柿木中学校の3つの中学校で取り組んでいるのは、連携型の中高一貫教育と呼ばれるもので、高校の設置者である県教育委員会と、中学校の設置者である町教育委員会が連携の覚書を交わしております。

なお、導入年度は、吉賀中学校が平成13年度、六日市中学校と当時の蔵木中学校が平成15年度、柿木中学校が町村合併後の平成18年度となっております。ということで、一斉に始まったわけではございません。

現在は、教育振興計画にも記載してございますように、目指す生徒像を設定し、基幹行事等を通じて交流し、とあり、毎年度4つの中高で互いに協議をしながら、身につけさせたい力を明らかにし、6年間の教育の一貫性を目指した教育を実践しているところでございます。

このメリットといたしましては、同じ地域の生徒たちが共通した学びの場ができたり、身につけさせたい力を共有したりして、プラスアルファの教育効果が生まれること。高校の魅力を発信あるいは体験して、中学生に進学希望を抱かせること、さらには、県教育委員会の施策として、中高一貫加配という加配教員が配置されることなどが上げられます。

特に、吉賀町では、中高一貫教育でもサクラマスプロジェクトが導入されており、地域に密着した学習活動が中・高で意図的、計画的に継続されているという点が大きなメリットだと思います。

一方、デメリットといたしましては、連携型は教育課程の編成に関しては、他の型に比べて制約が大きく、特色ある教育課程にはなりにくいこと、高校に進学しやすい状況が生まれ、高校入試の時期に緊張感が失われることなどが上げられます。

また、吉賀町の場合、中高の教員と一緒に授業を行うチームティーチング——教員同士の交流と一緒に授業をするということでございます。ということで、中高の教員がそれぞれの学校に出かけていくのですけれども、高校1校、中学校3校という数、それぞれの物理的な距離、教員数の減少などで年々難しくなってきたというふうな状況もございます。

そして、所属が異なる様々な教員、実態が異なる様々な学校ですので、ベクトルの向きは同じ

ですが、その大きさ、強さは少し異なっている場合もあり、同一歩調を取ることが難しいというケースもあるというふうなことがデメリットとして上がると思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。メリットのほうはもちろんですが、教育長が言われましたデメリットのところ、大変、難しくなってきたという感じに思いました。デメリットのほう、だんだん大きくなっているのかなと感じました。

この辺で目標を変えるかということがあるのか、今後。それより、このデメリットの解消に向けて、教育基本方針のように学校の再編等を行っていくのかということも今後検討されることになるのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 私が今申しましたメリット・デメリットということに関して、これについての共通理解がそれぞれの中学校、高等学校であるかどうかということについては、私も関知しない部分もございます。

これのデメリットが大きく、中学校、高校から出てくるようであれば、そのときにまた検討してまいりたいと思いますが、今、教育委員会から直接このデメリット解消のために何かアクションを起こすというふうなことは、今現在は考えておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。

では、4番目の質問に入らせていただきます。

中高一貫教育において、1999年でしたか、学校教育法施行規則の一部を改正する省令によって導入されました教育課程での特例が設けられるということがありました。当町でもその特例を申請しているのか、しているのであれば、どのようなものか、お教えいただけたらと思います。

すみません。これ先ほどの質問にもいろいろ出てきましたので、大体予測はつくのですが、改めての質問になります。よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、結論から申しますと、教育課程編成の工夫はできますけれども、特例の申請をするほどには至っておらず、申請はしておらないという状況です。

平成18年4月作成の、柿木中学校も入りました4校での吉賀地域中高一貫基本構想においては、6年間を見通した教育内容ということで、各教科の指導のねらいや目標の共有、授業交流の実施などが計画されておりました。

また、連携行事ということで、各教科部会、高津川体験活動、英語検定、漢字検定、合同ロードレース、あるいは部活動交流などが行われていました。

しかしながら、ここにあります特例ということで、例えば、環境科、あるいはふるさと科といった特設の教科というふうな新設の検討はなされておらず、特例申請は行っておらないという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 現状、特例申請はされておられないというところでありましたが、今、先ほどの3番目の質問の中でデメリットの関係で、距離の問題とかもあるということでしたが、こういった一貫した特例申請によって、先ほど教育長が言われました環境科とか、ふるさと科とかという形で科を設けることによって、各学校に同じような教育が受けられるようなことになれば、先ほどのデメリットが解消される部分も1つ、2つぐらいですかね、今言われたデメリットの中では解消される部分が多くあるのかなというところを感じております。

それを踏まえて、今後そういうことも検討に入るのかどうなのか。申請を受けて、やっぱり中高一貫教育を本当に推進していくのであれば、そういうことも考えていかなければいけないのかなと私は感じておりますが、教育長、今後の方針としていかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今までもこの4校の協議によって、中高一貫教育の構想や計画が立てられており、その必要性があれば、主体である4校の協議によって申請要望がなされるものと私も認識しております。現在、そういった要望はなく、また教育委員会としての申請予定はございません。

今現在、先ほど申しましたサクラマスプロジェクトによって、中学校段階では、高校段階ではというふうな内容がございます。また中学校で総合的な学習の時間で地域に出かけ、いろいろなことを学んで、それを生徒がまとめている、文化祭で発表しているということがございます。

それから、吉賀高校では、探究的な学習の時間だと思われまますが、私はちょっと高校の教育課程についてどうこうということは言えませんけれども、アントレプレナーシップ教育で町の課題を自ら発見して、自らいろいろ調査して解決に向かっていく。これは町に密着した、そういうふうな教育、サクラマスプロジェクトと言われる教育を実施しているというふうに認識をしております。

それを改めて、またサクラマスプロジェクト科であるとか、そういうところでの必要性があれば、また検討する次第でございますが、この教科の新設というふうなことになれば、その目的や内容、学年ごとの目標や指導計画など、綿密な計画が必要となります。まずは研究指定を申請するというふうなところから始めないと、なかなか難しいというふうなことがあるかと存じます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。教育長の答弁で、先ほど来、各学校、各学校という形で答弁されておられます。

吉賀高校に関しましては、県立でございますので、なかなか教育委員会の立ち位置といいますか、権限ではないところはあると思いますが、町内の小学校、中学校に関しましては、やっぱり町営ということになりますので、教育委員会が明らかな目標を示して、全校を統一した大きな目標というのは、あってもおかしくないと思うんです。その中でこうやって大切なサクラマスプロジェクトとか中高一貫教育とかというのを大々的に推し進められることによって、もちろん各学校の特色は持つべきですし、また、持つほうがいいと思います。

ですが、やはり町としての目標、町営の学校としての目標というのが必要じゃないかなと私は感じておりますが、教育長、改めてそれは必要ではないでしょうか、必要でしょうか、お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、質問と答弁のやり取りをいたしておるわけでございますけど、議員の言われる思いの部分であることと、それから、私ども教育委員会が思っていることは、同じことであると思います。ただ、それがものすごく明確になった目標として出されるのか、それとも、今、教育委員会が進めているサクラマスプロジェクト、これをもう少し補充したり進化させたりというふうなところで達成できるものか、それはいろいろ見解の違いではないかと思えます。

まず、今現在といたしましては、町教育委員会としては、サクラマスプロジェクトについて、それぞれの学校に出かけまして、町の指導主事であったり、社会教育主事であったり、2人おりますけれども、出かけて行って学校に説明をしたり、協力を仰いだりというふうなことをしております。

その中で、新たにまた教育委員会で目標を立てて、これについてというふうなことになる、なかなかまた難しい問題も出てくるのではないかと思いますけれども、議員の貴重な御意見、しっかりと肝に銘じましたので、また今後、検討させていただきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ぜひとも検討していただきたいですし、今のサクラマスプロジェクトをもっと明確化して、基本方針を立てるということはできるのではないかなと思っておりますので、しっかり検討いただいたらと思えますので、よろしくお願いします。

じゃ6番目の質問に入らせていただきます。

先般、5月15日に行われました吉賀地域中高一貫教育第1回の合同職員会議ですかね。議会のほうも招待いただきまして、数名が勉強会に参加させていただきました。すごくいい会で、とても勉強になりましたし、今回一般質問に上げさせてもらったのもこれがきっかけで、まだまだ勉強足りませんが、これからもやっていこうと思うぐらいいい会でした。

そのグループワークの中で、未来の担い手である生徒に身につけさせたい能力は、そして、そのために必要な学び、教育は何かとの課題が出されました。そのとき、残念ながら教育長の意見聞けませんでしたので、今言いました身につけさせたい能力、そして、そのために必要な課題、教育長のお考えがあればお聞かせください。お願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 未来の担い手である生徒に身につけさせたい能力は、そのために必要な学び、教育は何かということですが、これについては先般4月25日の第1回中高一貫教育合同会議において協議されたところでございます。

その場では、私も話したんですけれども、まずは当然ですけれども、学習指導要領に示してあります「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学びに向かう力、人間性等」を上げます。

その上で、現在の吉賀町の生徒たちに求めたいとすれば、「我慢強くやり抜く力」、「プラス思考で自分を高める力」、「他者とうまくコミュニケーションをとる力」という非認知能力を伸ばしてほしいと考えております。

そうした中、今年度の中高一貫教育合同職員会議では、受け取る、発信するというコミュニケーション能力の育成が重点項目となっております。そのために必要な学びという点でございますけれども、例えば、コミュニケーション力の育成ということになれば、同年代、大人や高齢者、あるいは、小学生や幼児といった相手の多様性、それから公式のもの、公式でないものといった場の違い、それから、課題解決に向けるものなのか、意見交換なのか、それとも、単なる雑談なのかといった内容や形態の違いがポイントになると思われま

す。やはりこうしたコミュニケーションの機会は、地域と関わる中で様々あるものと考えております。ですのでサクラマスプロジェクト、まさに家庭、地域、学校、本当いろいろな場がございますけれども、このサクラマスプロジェクトを進めていく中でこそ設定されるべき、養うべき力ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。本当にそう思います。

今、教育長言われました、今年度はコミュニケーション力、受容と発信という形で上げておら

れます。その施策というか、やり方というのをお答えいただいたんだと思いますが、我慢強く、プラス思考という2点、これについて、いま一度お答えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 我慢強くやり抜く力ということでございますけれども、今現在、高校生について私は分かっているわけではございませんけど、小学生、中学生を見ますにつけ、私も以前、現場におりましたもので、子どもたちが少しのことでふにやっとなってしまう。ちょっと表現的にはどうかと思いますけれども、なかなかそれを、壁があればなかなか乗り越えていけないというふうな状況があります。

少しのことでやめてしまったりというふうなところがありますので、やはりある程度辛抱しながら、我慢強く物事をやり遂げていくというふうな力が必要ではないかというふうなところがございまして。

それから、プラス思考で自分を高めるということについてですが、どこの学校でもというふうになるかと思いますが、最近の子どもたちは自己肯定感が低いというふうなことが言われています。

自分は、余り役に立たないであるとか、自分をマイナス評価してしまう子どもたちが多いということが上げられます。何とかそれを、いや自分にはこんなことができるんだ、こんな学びをして、こんなことができるようになったんだという子どもたちをぜひ増やしていただきたい。

これは、なかなか学力、テストではかれるものではございません、コミュニケーション能力ももちろんですけど、そういった非認知能力について、今後、目を向けていかなければならないというふうに考えているために、そういう3つの力を私の考えとして申した次第でございまして。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 私の質問の仕方がちょっと悪うございましたのであれなんですけど、今、我慢強く、プラス思考のところ、本当に丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。そのために、それを養うために、必要な学び、教育は何か、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほど申しました我慢強くということを一挙に高いハードルではもちろん難しいです。このハードル、壁というものを、その子に合った個別最適な学びであるとかいうようなことが、いろいろちまたに流れている単語、ワードとしてございますけれども、その子に合ったハードル、壁というものを設けてやる、そういう場を設定してやるということが、まず一つは大事なかなというふうなところ。それを乗り越えてしっかりと認めていく。背中を押すではなくて一緒に乗り越えるというふうなイメージで教員が子どもと手を取り合って乗り越えていけ

るような学びができればなというようなことは考えています。

それから、プラス思考で考える。一般的に何も無い、評価も何も無いところでは、もう子どもたちは自己肯定感低いままでございますので、それを認めていく場というのが必要です。

それから、その認めていくような場の設定、これやっごらんとか、こういうふうなことができるんじゃないの、と呼びかけてそれをやれたとき、誰々さんってこんなことができるじゃない、すごいじゃないって言って、自分の自己有用感であったり、自分は、あっ、こんなことができるんだと、そういうふうなところを、そういう場を設定しながら、子どもたちにそういう力をつけてやるということです。

これは学習の中でもできますし、本当個別ですので、なかなか難しいところではございますが、そういうところをしっかりと先生方には目を向けて、力をつけていただければなと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。今言われましたこと、本当そのとおりであって、我慢強く、プラス思考、コミュニケーション力、この3つともを養うためには、やっぱり経験、そして、その経験の質ももちろんありますが、数というのがとても大切になってくると思います。

本当に私たちもそうですが、経験すればするほどいろいろなことを学んでいきます。子どもたちにももっともっと経験させてあげてを願っておりますので、ぜひとも今言われたことを推進していただくようお願いして、次の質問に入らせていただきます。

これが最後の質問になります。今後、教育委員会、そして、教育長として、どのような目標を立て、どのような施策を打っていくのか、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

最初から、学校教育と社会教育とか、サクラマスプロジェクトとか、いろいろ御質問させてもらって、全体、教育長の考え方分かってきましたが、教育長の就任当初の表明のときに、学校教育は今までプロだと。社会教育に関しては、まだまだこれから勉強しないといけないということをおっしゃられました。それが、すごく私は頭にずっと残っております。

そういった面で、いろいろ経験された中、今後どういった目標を立てられるのか、その辺の表明というのが、なかなか私が聞いていなかったというか、感じることはできませんでしたので、改めてお聞かせいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 大変ありがたい御質問だと思います。ありがとうございます。

今後、学校と地域と保護者が、さらに連携を深め、協働して子どもたちを育てていくには、まずはサクラマスプロジェクトの推進というものを念頭に置かなければならないと思っております。

その上で、教育振興計画の27ページに記載しているところですが、学校を核とした家庭・地域づくりの支援の推進を行うためには、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの導入に向けた検討が必要だというふうに記載がされております。

今現在、教育委員会のほうで、このコミュニティ・スクールの導入に向けて検討を重ね、今、啓発活動を行いつつあるといった状況でございます。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校であり、よりよい学校づくりには欠かせないものと思います。

時間が許せば、少しだけ説明をさせていただきますが。

今現在、学校評議員制度というのがございます。学校について、毎年度、学校の運営であったり、教育活動であったり、そういうものを取りまとめて評価し、それを評議員という方に見ていただいて評価をいただくというふうなことがございます。

全ての学校ではないんですが、町内8校のうち6校が取り組んでおるところでございますが。

これとはまた別に、これを置いて、次にはこの学校運営協議会の委員という方を選任いたしまして、コミュニティ・スクールというものをつくっていきこうと。この学校運営協議会の委員に関しては、例えば、人事に関して意見を述べることができる。それから、学校運営、方針について意見を述べることができる、承認するというふうなことがございます。

何が違うかと申しますと、一番大きいのは、具体的な話でございますけれども、例えば、学校評議員、今現在あるもので、子どもたちの挨拶が余りよくないだけだというふうに、評議員さんは、もう少し学校で何とか挨拶をしっかりとるように子どもたちを育ててくださいという意見を述べるだけです。評価の意見ですね、それに対して、こうしてくださいという要望。

ですけれども、学校協議員になりますと、責任を持って参加していただきますので、子どもたちが挨拶ができない、これには学校だけじゃなくて、地域、我々にも何かできることがあるんじゃないかということで、じゃあ、この協議会の委員がそのままとは限りませんが、じゃあ私たち挨拶運動のために、朝先生たちは忙しいから立たれないから、私たちが立って挨拶をしましょうというふうに積極的に関わっていただく、そういう運営協議会を目指しているところがございます。

ですので、今までのただ学校に支援というふうなところではなくて、積極的に参画をしていただくというふうなイメージのものでございます。

また、詳しいことについては、別の機会に改めて御説明をさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 本当、地域の人たち、その協議員さんたちに協力をいただいてやっていこうというその方針聞けて、とてもよかったと思います。

今後も、今回は全般的な質問になりましたんですが、教育長の意見がしっかり聞けたと思っております。今後とも、例えば、施策に対して、それとか数値目標に対してとか、今後これを機にいろいろ質問させていただいて、教育に関して私もしっかり勉強していきたいと思っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

以上で、質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、2番、村上議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、9番、藤升議員の発言を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 日本共産党の藤升正夫でございます。

それでは、本日一般質問ですけれども、先ほど、2番議員からサクラマスプロジェクトのお話もありましたが、私も同様にならない形で質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、吉賀町スポーツ公園のトランポリンの復活を求めて、教育長にお聞きをいたします。

旧六日市立戸にありますが吉賀町スポーツ公園の管理棟にはトレーニングルームがあり、そこに体操競技に使えるくらいのトランポリンが設置してありました。そのトランポリンは、2年前の4月にゴムケーブルを交換しており、トレーニングルーム利用実績として、12月から2月の冬季休業期間を除く年間の利用者数は721人と記録されています。

ところが、これまで利用されていた方から、知らない間に撤去されたと聞きましたので、情報公開請求で撤去に至った経過を確認をさせていただきました。

教育委員会の起案書によると、今年度からスポーツ公園を教育委員会が直営で管理することになったことから、メーカーに点検の依頼をしたところ、メーカー側からは、納入から23年経過しており安全性が保証できないということで製品の買い換えを提案され、器具の更新に200万円程度かかる見込みであることと、消費者庁から、大規模で複数のトランポリンが設置されている遊戯施設、いわゆるトランポリンパークとも言われますが、この施設の利用に当たっての注意喚起によって監視員の設置が必要であるが、現在の体制では困難ということから、教育長がスポーツ公園のトランポリンの撤去の決断をしたということではないのか。

もう一点、実際に撤去したのは何月何日であったか、この点の答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 立戸スポーツ公園の施設内に設置してありましたトランポリンの撤去について答弁させていただきます。

この撤去の経緯につきましては、議員の御認識のとおりでございます。

メーカーから製品の安全に関する意見書が提出され、事故が起きてからでは遅い、利用者の安全が担保できないと私が判断したものであります。

撤去は4月3日に行いました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。トランポリンという名称について、これはセノー株式会社が商標登録している商品名となっているということですが、そのセノーのトランポリンを購入できるサイトで、「パワフル・トランポリンT-250」という商品、これは屋内用の直径が2.5メートル、高さ52センチ、推奨天井高さ2.9メートル、このようなものですけれども、トランポリンの耐用年数が表示をしてありました。

ここには、破損、変形、亀裂がなければフレームは10年以上という目安が示されていました。

初めに紹介しましたように、2年前にゴムケーブルの交換をするなど、器具の点検とメンテナンスを指定管理者が行っていました。屋内に設置され、トレーニングルーム、これの利用実績、多い月でも125人くらいであったことから考えると劣化しているとは考えにくく、廃棄処分ではなく定期の点検と小まめな部品の交換で安全に使用できたと考えます。

また、消費者庁の注意喚起は、大規模で複数のトランポリンが設置されている遊戯施設を対象とし、スポーツ公園のトランポリンはその対象でないと私は理解をしています。

撤去したトランポリンは安全に使用できる状態であり、撤去する必要がなかったのではないかという問題と、消費者庁の大規模で複数のトランポリンが設置されている遊戯施設を対象とした注意喚起を、1台だけのところにもそのまま適用したことについて、教育長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、議員がおっしゃられた「パワフル・トランポリンT-250」、直径2.5メートルの円形のもの、その商品は、いわゆる娯楽用という商品であり、3月末までスポーツ公園に設置してありましたレギュレーション、長方形のものですけれども、3.65メートル掛ける1.8メートル——約畳2畳分というふうなことになるでしょうか——という商品は競技用の商品ですので、単純には比較できません。

この商品の標準耐用年数は5年です。メーカーによる点検整備を毎年行っても、使用期間は

15年であるとメーカーから指摘をされています。

一方、消費者庁による注意喚起は遊戯施設を対象とも読み取れますが、そもそも体育施設に競技用のトランポリンが常設してある施設は国内にはないとのこと。より危険度は高いものというふうに認識をし、このレギュレーションにつきましても、急遽撤去したところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 単純に比較できないということですが、製品そのものに、明らかなひどいさびであるとか、強度が低下しているとか、そういうところが実際にあったのか、現物に。

そのことと、後のほうで答弁されたことですが、安全ということに関して言えば、使い方について丁寧に、こういう使い方はしないでくださいというような注意喚起を使用者に前もって伝える、そういうことで防ぐことができないというふうに判断したのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 実際にどのような傷、その製品に瑕疵が、目に見えるものがあつたかどうかというところまでは私は確認しておりませんが、メーカーの専門業者の指摘でございますので、これはもう使用に耐えられない、事故が起こっても保証はできないというふうに聞いておりますので、そう判断した次第でございます。

なお、この使い方については、例えばしっかりと掲示してあったり、前もって説明をしたりというふうなことをしても、やはりこれを実際に使用するのは幼児、小学生がほとんどであったというふうに伺っております。

そういう子どもたちが夢中になりますと、なかなかルールも守れないという状況も、監視人がいなければそういう状況も生まれてくると思いますので、こういうふうに判断をした次第でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 夢中になるとけが等も発生するということですが、確かにこれ、何台も置いてある施設であれば、隣の子がやっているのをまねて自分もこうしたいとか、そういうことはよく発生をするだろうと。しかし1台しかない。

それと、もう一点言えば、小さなお子さんたちでしたら親もついてくる、ついてきていないと使っちゃいけないという制限はかけられるわけで、そしてトランポリンの特性として、2人が交互に乗って飛んだりすることによって、思いがけない跳ね返りの力が発生すると、そういうことについても注意喚起し、子どもが飛ぶときには親は飛ばないとか、そういうことで十分防げる。

そして、宙返りとかそういうものについて、してはいけませんと、そういうふうに表示をしてやっている施設もあります。

しかも親がついてと、大人がついてというところであれば、何ら支障なく使えるというふうに考えます。

あくまでも1台しかないようなところの表示は、消費者庁、していないじゃないですか。そういう点をどう読み取ったのか。ちょっとそこら辺の捉え方が、教育長の捉え方が間違っていたんじゃないかと私は考えますがいかがですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） トランポリンが複数台設置してあるか、それから1台設置してあるか、その使用の仕方について、子どもたちはどういうふうにする可能性があるかといったことを考えてみますと、複数台設置してあるから非常に危険、1台だから安全というふうにはならないかと思えます。

やはりトランポリン、先ほど議員がおっしゃられたように、2人同時に乗って、1人が座って1人がポーンとなると、思わぬところへ飛び出すという可能性もありますし、「早く使わせてや」ということで、さらにその上に乗ってしまうこともあります。

子どもたちは順番を守るとか、そういうようなことは事前に指導はしますけども、本当に夢中になると、どういうふうなことになるかは分かりません。

それから、その際に保護者は必ず立ち会っていればいいんですけども、これは以前のことですから致し方ないところではございますが、子どもを連れてきて、その保護者は用事で出かけているという状況もあったようでございます。

小さいお子さんがトランポリンに、誰も、なかなか指定管理者だけでは、そういう監視人というものまでは置けませんので、そういうことはなかなか難しい状況であったというふうに思われます。

そうした中で、ほかの町でもございましたけども、きちんとした監視をする者がいなくて事故に至ったというふうなことも予想されます。私は、そちらのほうのリスクというものを考えまして、複数台あるから、それから1台だからということでは判断はできないのではないかと思います。

それからもう一つ、この論点は2つございまして、一つは、トランポリンそのもののリスク、もう一つは監視人がいないことのリスク、この2つの点合わせて教育委員会は判断をしておりますので、まずは撤去をしたという次第でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） トランポリン撤去が既にされてしまっていると、そして撤去する前に、利用者をはじめ教育委員の方であったり、スポーツ推進員の方などから意見を聞く努力を

したか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） この件に関しましては緊急を要する事案のため、施設をその時点で管理しております指定管理者から利用状況等の確認を行い決定いたしました。

利用者をはじめ教育委員、スポーツ推進委員など、関係する方々への意見を求めたり協議をしたりということはいたしておりません。

専門業者の指摘があるにも関わらず、関係者へのヒアリングや協議に時間をかけていたために事故が起こったということになれば、申し開きができないという認識でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 使えないような形にすることは可能ですよね、置いてあっても。

そういうことで、今、言われたことは十分防げることであり、なぜこれ、起案書、3月25日です。撤去されたのは4月3日でした。これほど急いでやる必要性がどこにあったのか、もう一度お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 2つの論点ということで、1点目の、この器具自体の、今後使えるかどうかということについて、既にメーカーの指摘がある、残しておいたら使えるのかということにはなりません。これはいろんな方の協議を踏まえてというふうなことではなくて、やはり専門の業者の指示というか、助言に従うべきだと思っております。

そして、それは不必要であれば、急いで撤去するべきであると私は考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） メーカーの指摘ということは尊重されるべきものだと思いますけれども、ただ現物を丁寧に見ることなしに判断するというのはいかがかというふうに思います。

それで、次の質問に移りますが、トランポリンにつきましては、これは筋肉や体幹を鍛えることができ、子どもから大人まで楽しむことができると言われています。

体のゆがみから生じる肩こりや腰痛にも効果を発揮してくれ、アメリカ航空宇宙局NASAが、宇宙飛行士の地上訓練でトランポリンを採用したのは、運動効果以外に脳の活性化にも効果があることも理由の一つだと言われています。

使用目的に合った機能とサイズで、安全に使えるものを再整備することを求めますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 議員がおっしゃられるように、トランポリンの効果、効用については、私ども教育委員会も十分理解、改めて理解した点もございますけれども、競技用トランポリンが

特別な指導者がいない状態で使用できるという状況は適切ではないと考えております。

トランポリンを設置した経緯は確認できませんでしたが、再設置には約300万円、これはそのもの自体ではございませんで、事故を防ぐための防護のためのもの、それから設備のための組み立て等、全て含んで300万円程度の費用が必要な上、現状、トランポリン競技を行うというような利用者もいない中、同等品の再設置は困難であると考えます。

なお、トレーニングルームの利用については、運動設備や器具などを含め、今後、スポーツ推進委員等と協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 私が聞こうとしたのは、使用目的に合った機能とサイズです。別に競技用ではなくて、今、競技用の宙返りとかができるようなものが本当に必要なのか、そういうところからの質問ですので、決して競技用と同じようなものが必要だと、そうではなくて、次の質問に移りますけれども、屋内で子どもの遊ぶことができる公共施設の現状、遊び場確保について、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 子どもたちが屋内で遊ぶということになりますと、幼児から小学生、中学生くらいまで、様々な年齢層があり範囲は広がりますけれども、通常の利用ができる屋内体育施設となると、やはり六日市、柿木の両町民体育館、立戸スポーツ公園等が該当するものと思います。

これは、私の私見ですけれども、雨や雪、暑すぎたり寒すぎたりしなければ、健康、安全に気をつけて、屋外である学校の施設や公園などでしっかりと遊んでほしいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 特に小さめのお子さんを連れた家族の方なんかは、雨の日はやっぱり家の中だけでは、エネルギーの塊のような子どもたちが思い切り体を動かしたりとか、そういうところがなかなかないので、例えばトランポリンであったりとか、ちょっと広いところで子どもたちを走り回らせたりとか、そういうこともしたいという要望については、別途聞いております。

吉賀町の場合、いわゆる一般的な児童公園というものはありません。正国公園のところに、少し小さな遊具を置いたところもありますが、そういう吉賀町の現状ということについては、また、心を砕いてお願いをしたいというふうにお聞きをします。

急いでトランポリンを撤去しなければならなかった理由について、通告はしておりますが、先ほどの御答弁から聞くのに、同じ答弁が返ってくるであるというふうに考えますのでしませんが、本当に子どもたちがしっかり遊べる場所、どうするのか、これからの中で教育委員会としても

真剣に考えていってほしいと、これは町長部局にも関係することではありますけれども、そういうことを申し述べて、次のサクラマスプロジェクトの検証の状況についてお聞きをしたいと思えます。

先ほどもありましたが、昨年の12月に島根県が全国に先駆けて取り組んできたふるさと教育の実施基準を見直し、それまでの年間35時間以上から本年度は20時間以上に引き下げる方針を示しておりました。

町内の小中学校における時間数に変更はあったのかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 町内の小中学校におけるふるさと教育の時間数についてお答えいたします。

吉賀町内の小中学校においては、これまで様々な教科学習で、地域の「ひと・もの・こと」を活用し、サクラマスプロジェクトの基本ともなるふるさと教育を実施しております。

毎年全ての学校が、県実施基準の35時間以上の計画を立てており、ほとんどの学校はそのとおり実施をしております。

今年度は、各小中学校において系統的な積み上げがなされているか、内容の重複がないか等を精査していく中で、ふるさと教育の年間計画を見直す予定としております。

結果として、実施時間がこれまでよりも少し減るということは考えられますが、これまで各校が取り組んで来られたふるさと教育の効果・成果を鑑みても、町教育委員会として、町内の小中学校が一律にふるさと教育の時間数を減じるというふうなことになるとは考えておらないということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 吉賀町の教育振興計画、先ほども御紹介がありましたが、サクラマスプロジェクトの推進が大きく打ち出されているところであります。

地域会議というのがその中でも出てきますが、個々に配分されたサクラマスプロジェクト補助金の使い道とその効果について、教育長はどのように捉えているか簡潔にお答えください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 各サクラマスプロジェクト地域会議に交付している補助金の交付目的は、要項にもありますように、地域、学校、保育所連携の下に行う様々な世代間交流を通じて、ふるさとでの学びと体験を基に、ふるさとを大切に思う心、いつの日かふるさとを支える人材（財）の育成を目的として実施する教育、保育活動、地域活動等の事業に要する経費のうち、町長が必要かつ適当と認めるものと定めております。

同要項で補助事業者を各地域会議と定義しており、この点が補助金の大きな特徴となっております。

ます。

各実施主体は、地域会議を通して交付申請、状況報告、実績報告を行わなければならないことになっており、それぞれが実施する教育活動、保育活動について共有と協議を行い、その地域の中で子どもたちをどう育てていくのかという議論を活性化させることを狙ったプロセスとなっております。

皆様、御承知のとおり、各地域ではそれぞれ特色ある教育活動が展開されております。各地域で会議で熟議された教育活動、保育活動は、それぞれが尊重されるべきであると考えますし、適宜振り返りを行っていただき、より効果的な使徒となるよう期待しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） このサクラマスプロジェクトの推進の中で、それぞれの項目に具体策と指標が示されております。昨年度の活動状況が具体策ごとにまとめられているか、いなかだけお答えください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） この振り返りの、策定の振り返りについては、各年度が終わって、その後、今現在令和5年度のものを取りまとめられているところでありますので、今現在は、きちっとは取りまとめてはございません。

令和4年度のものについては、取りまとめてあります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） まとめられていないということで、なおかつまとめるのは、翌年度の今頃やられるということですが、私、まとめるときに、やっぱり経験した担当者がしっかりと考えて、次に引き継ぐもの、また発展させるもの、そういうものを検証できる内容というのが必要だと。

次の人が、新しい担当者が、これどうだったんだろうと、よその部署に行く人も、教育委員会から外に出る方もおられるでしょうし、そういうサイクルとして年度内に検証するというのが望ましいのではないかというふうに私は考えております。

サクラマスプロジェクトの推進協議会設置条例の所掌事務の中に、プロジェクトの計画、評価、検証に関するものというものがありますが、この計画、評価、検証も翌年度になってから行うということでもいいのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 議員、御指摘のとおり、その年度の報告、まとめ、評価については、その年度内に行うのが最良ではございますけれども、項目数が多く、それぞれの地域会議からの

報告書が上がってくる、そういうふうなことを踏まえますと、なかなか年度内にきちっと取りまとめというのが難しい状況でして、今現在、それを行っているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 教育振興計画のサクラマスプロジェクトの大きなくくりの2つ目に、豊かな学び・体験の充実の（1）に、ふるさと教育の具体策の中で、「ひと・もの・ことの見える化」、先ほどもこの言葉が御答弁の中にありましたけれども、この具体策、実施をされたか、主催者また活動の目的、得られたものについて端的にお答えください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 見える化については、なかなか課題が多くございますので、現在のところは実施しておりません。

今後の構想といたしまして、小中学校とともに利用している業務用アプリ構築のクラウドサービスというものを活用しながら、各校の教職員や公民館主事等が、地域活動に関わった地域住民や活用した地域資源、活動のねらい、かかった経費などを積み上げていくことで、地域のひと・もの・こと等のデータベース化に取り組む予定としております。

その環境構築は教育委員会が行い、各小中学校と公民館が各種データを蓄積し見える化を図っていく、そういうことを計画しております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のひと・もの・ことの見える化で、今年度行うということでのいか、データ化するというのは職員だけで本当にできるのか、大変心配するところですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） なかなか確約はできませんけれども、一生懸命努力をしてみたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のサクラマスプロジェクトの分で、（2）のほうに「職場体験・地域貢献活動の充実」というのがありまして、具体策に「吉賀町の実態に即した医療・福祉体験学習の小中学校での実施校の増加」があります。

この点について、先ほどと同じような質問になりますが、実施された学校数、また主催者、活動の目的、よかったこと、改善が必要な部分、参加した児童生徒の感想、意見、これらが集約されているかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 医療・福祉体験学習、特に医療関係となりますが、令和5年度にこれ

を実施した学校は、小学校が1校、中学校が2校、令和6年度に計画している学校は、小学校1校、中学校3校という状況であり、実施主体はそれぞれの小中学校でございます。

目的は、「吉賀町の医療の現状と課題を知り、ふるさとの将来に果たすべき役割について考えることにより、医師及び看護師等、医療従事者を目指す児童生徒を増やすこと」でございます。

実施した学校からは、医療従事者や助産師の講演を通して、病気や命についての学びを深めることができた。また、その講師の方の生き方や考え、課題に感じていることなどを聞くことで、自分自身の生き方や吉賀町の課題などについても改めて見つめ直す生徒がいたことも分かった。さらに医療に関連した図書を購入し活用することで、学習の質の向上につながった等の報告を受けております。

改善点といたしましては、実施する学校が町内の半数にとどまっていることで、今後、これまで実施した学校の事例をまとめ未実施の学校へ紹介することや、よしか病院や関連医療機関と各学校をつなげることを通して、実施する学校数を増やしてまいりたいと考えております。

また、参加した児童生徒の感想や意見等については、教育委員会としては直接集約をしておりません。

なお、福祉体験につきましては、小学校においては障がいのある方との交流、中学校においてはデイサービス施設の訪問や保育所での職場体験学習等を実施しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 町長にお聞きをいたします。

今年3月に策定されました第4次吉賀町地域医療計画におきましても、小中高生に向けた医療従事者をめざす動機づけへの取り組みが示されています。今の教育委員会の医療福祉体験学習の実施状況について、町長の御見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めてでございますが、おはようございます。今日もよろしくお願いたします。

今、藤升議員のほうからお話があったことでございます。

まず、現状についての感想でございます。

これまでの取り組みは、先ほど教育長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございました。令和5年度につきましては、町内の小中学校で3校、今年度につきましては、現状では町内の小中学校で、今、4校が計画をしているということでございました。

これまでの取り組みは評価しながらも、やはり改善点があるということで教育長が申し述べたところございまして、今年度も、まだ半数が計画をしているということで、全校数には至っていないわけでございますので、これまでのところをしっかりと総括した上で、次のところへ生かし

ていただきたいというふうに思っているところでございます。

その上でございますが、医療体験学習につきましては、公設民営でありますよしか病院が3月に開設をしたということから、運営を担う医療法人カタクリ会と連携した取り組みが、今後、期待できるというふうに考えております。

特によしか病院においては、医師、看護師をはじめとする医療従事者の確保について、将来的にも大きな課題があると考えております。

サクラマスプロジェクトの医療体験学習により、小中学生の時期から少しでも医療に興味を持っていただくことが、人材の確保につながるのではないかと考えているところでございまして、そうなればカタクリ会にとっても、効果の高い取り組みであるというふうに思っております。

また病院には、医師、看護師をはじめ介護福祉士や理学療法士、あるいは放射線技師、管理栄養士など様々な資格を持ったスタッフが多数いることも特徴でございますので、体験学習として幅広く企画できることも魅力のある要因であるというふうに考えております。

なお、医療法人カタクリ会といたしましては、小中学生の体験学習受け入れのほか、医師をはじめ医療従事者が地域に出かけ、様々な機会において、世代を問わず地域交流を行っていく方針を持っているということも聞いておりますので、今後の取り組みについて、町としてもしっかり後押しをしていきたいというふうに思っております。

一方、福祉に関する体験学習でございますが、先ほど教育長のほうからも答弁がございましたように、町の社会福祉協議会、あるいは社会福祉法人よしかの里福祉会、こうしたところをはじめ、あらゆる関係機関、団体と連携をしながら、介護の部分においても学習機会の創出に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それではまた、教育長にお聞きをいたします。

ふるさと教育におきまして公民館の果たす役割、多くの分野で活動を求めているという実態があります。

館長、それから主事の欠員状態をいつまでになくすのか、期限を定めて取り組む考えはないか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） ふるさと教育に限らず、公民館は学校と地域をつなぐコーディネーターの機能として、大いに期待をしているところでございます。

その点で欠員が生じている館にあっては、区域内の小中学校において、その影響が少なからずあるということは承知しております。

3月議会の一般質問もございましたが、鋭意、補充に努めてはおりますが、人材確保の難しさ

をひしひしと感じております。

御質問の期限を設けた対策についてですが、期限を設けて何とかなるというものであればよいのですけれども、今後しっかりと検討して、何とかしてこの確保に努めてまいりたいと思っている所存でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 教育委員会だけでなく、町長部局とどこまでその話をされたのか、その点と併せて、もう一点、今の公民館の体制について、これは館長さん、半日勤務と、主事さんは1日7時間、大体18日ですか、勤務がなっておりますけれども、館長からでは半日では足りないという御意見も伺っております。

一番最初に、今の公民館に社会教育だけでなく、地域づくりという話をまとめられた。その中には、館長が1日というような話もありましたし、議会のほうからは、職員の派遣の提案もされておりますが、今の体制が一番望ましいのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 1点目の町長部局への相談ということでございますが、もちろん相談をさせていただきました。幾人か、候補は上がったところでございますが、その後、なかなか難しい状況があるというところでございます。

2点目について、この公民館長の働き方、勤務等についてどういうふうにとということがございました。先日も公民館長会がございました。1日勤務がいいのではないかと、現在、20日勤務となっておりますけれども、例えば日数を減らして1日勤務、それから、もう少し処遇の面についてまで考えていかなければならないのではないかと。

それから主事について、今後は主事の館長への昇格ということも検討できるのではないかとというようなこと、御意見をいただいております。

ただ、これに関しましては、この処遇に関してが、なかなかハードルが高いところでございまして、今、検討段階でございまして、鋭意進めているところでございまして、決して今の体制がよいというふうには思っておりません。

なかなか今の現状に合わなくなってきたということは十分認識しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の体制の問題について検討段階であるものについても、一定まとまりかけた時点で、また議会のほうにも、ぜひ報告をしていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

介護保険料の仕組みの見直しと保険料引下げを求めて、町長にお聞きをいたします。

今年の3月議会におきまして、65歳以上の方の介護保険料基準額が月額50円引き上げられ6,650円になりました。

私が反対討論で述べたように、合計所得——収入ですが、合計所得の少ない人も介護保険料を年金から天引きをされるという方が多いわけですが、そのような方の被保険者の所得に占める保険料の割合が高いと、また介護サービスの利用が高まれば、そのまま保険料に反映する介護保険制度そのものに欠陥があるのではないか、このように考えております。

島根県の後期高齢者医療保険料が、今年度引き上げられるということで、1人世帯で収入が年金だけとした場合に、年金収入250万円の方で、年間上がったのが6,360円、月に530円ほど上がっておりますが、収入との割合で見ますと5.9%、一方、賦課限度額が80万円になる手前の収入896万円の方、この方の医療保険料の収入に占める割合とは8.92%、このように収入の多い人ほど割合が高くなっております。

ただし賦課限度額を超えますと、また割合は下がってきますけれども、それは年収が896万円、900万円とか高い人の話ですので、ちょっと除いてもいいと思いますが、そういう状態で、一方で介護保険料が先ほど言ったような状態で、具体的に言いますと本人が住民税非課税で合計所得金額が120万円未満というランクの人、これを110万円の合計所得としたと仮定をしますと、保険料の合計所得金額に占める割合が8.7%、そして、今回制定された分で第13段階というのができましたが、この方になりますと収入720万円というふうに、合計所得が720万円とすると2.7%、所得が6.5倍になっても保険料は2倍にとどまるという仕組み自体の見直しをする必要があるのではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の介護保険料の仕組みの見直しと保険料引下げを求めることについてにお答えをしたいと思います。

令和6年3月議会におきまして、介護保険料基準額を令和6年度から令和8年度まで6,650円に改定し、また、国の制度改正に伴う保険料標準段階を、9段階から13段階へ変更する内容の吉賀町介護保険条例について御承認をいただいたところでございます。

介護保険料は所得段階別に、原則として被保険者の所得が低い場合には、保険料負担も低くなる仕組みとなっております。

しかし、一人一人で見たときに、所得の少ない被保険者において、保険料割合が高いことについては、議員御指摘のとおりであると認識をしております。

吉賀町の介護保険料は、先ほど議員が言われましたように、合計所得金額が110万円と仮定すると第6段階となり、保険料の合計所得金額占める割合は8.7%、合計所得金額が720万円と仮定すると合計所得金額が13段階となり、保険料の合計所得金額に占める割合は2.7%

となります。

令和4年12月の社会保障審議会介護保険部会意見書によりますと、このたびの標準段階の多段階化につきましては、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制、いわゆる低所得者の最終乗率の引下げでございますが、これを図る趣旨のものであります。

そのため国の見直し趣旨を十分に踏まえ、保険料段階を9段階から13段階で多段階化させていただいたところです。

高所得者が少なく低所得者が多い保険者につきましては、国の調整交付金による措置が一定程度強化されるものと考えているところです。

そのため吉賀町といたしましては制度趣旨を尊重し、国から示された標準段階及び各段階を区分とする所得金額としたところでございます。

当面、この制度を運用して行いたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 政府が、この間、社会保障の財源確保とあって、消費税率の引上げを繰り返してきました。インボイス制度まで導入をしています。

一方で、医療・介護の保険料が上がらないよう国の負担を多くするとか、そういうことではなく、患者さん、介護サービス利用者の負担割合を引き上げ、さらに今年4月にありました財政制度審議会分科会に、財務省は介護サービスの2割負担の対象者の拡大、ケアプラン作成の利用者負担の導入、介護医療院、今、よしか病院に入っていますが、介護医療院の多床室の入居者からも室料負担を新たに求める制度の導入など、利用者負担拡大を示す資料を提出しています。

吉賀町の介護保険事業特別会計予算、本定例会に提出されております補正予算分の100万円を加えますと、国庫支出金は2億7,800万円あります。この1割、2,780万円を、単純に国から1割の国の負担を多くしてもらって、1割を介護保険の会計に入れる。それを保険料に充てると、単純に介護保険料基準額、月額で1,000円引き下げることが可能となります。

介護保険特別会計の国庫負担分の引上げを各方面から求め、町の介護保険料引下げにつなげることを求めますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 介護保険財政の構造で見るとということで申し上げたいと思いますが、平成12年には第1号被保険者、保険料が20%、第2号被保険者保険料が30%、国が20%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、調整交付金が5%となっておりまして、保険料が50%、公費が50%で負担する社会保険料方式となっております。

令和6年度につきましては社会保険料方式は変わっておりませんが、保険料部分に変更となっております。第1号被保険者保険料が23%、第2号被保険者保険料が27%となっています。

この間の情勢を見ますと、制度創設当初と比較すると、保険料等を含む負担は増大し続けており、国は介護サービス2割負担の対象者拡大やケアプランの利用者負担導入など、利用者負担をさらに拡大することの検討がなされています。

こういった背景には、全国的な高齢化が進む中で給付費が増大していくことが要因であるというふうを考えられます。

吉賀町としましては、このような中で負担軽減を行うためには、健康増進等を含めた各種保険事業の充実や、介護給付費適正化が有効であると考えております。

今年度以降も継続して介護予防の各種事業を進め、持続可能な介護保険制度の確立を実現するよう努めてまいりたいと思います。

同時に国庫負担分の引上げ等を含む対策の充実につきましても必要であると認識しておるところでございます。引き続き町村会等を通じて、国へ、あるいは県のほうへ要望してまいりたいと思います。

各関係機関への要望ということで、今、答弁申し上げましたように、町村会、直接的には我々の立場とすれば町村会ということになるわけでございますが、実は毎年11月には東京に全国の町村長集まって、町村長大会を行います。

昨年の例で申し上げますと、11月15日には東京で全国町村長大会が行われました。例年でございますが、国関係機関への要望事項をそこでまとめて採択をするという作業をしております。

昨年度のその大会で採択をされましたのは、全国町村会では、全部で大きい項目で35項目の取りまとめをしております。その中の一つに、11番目として介護保険制度の円滑な実施ということで採択をしております。

当然、要望先につきましては、厚生労働省、総務省、財務省でございます。

具体を申し上げますと、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっていると。したがって、国は次の事項を実現するというので、細目で1項目めから、これも11項目めまであるわけでございます。その中一つに財政運営の充実ということで項目がございまして、財政安定化基金に係る財源は、国及び都道府県において負担をするということ、それから医療療養病床から介護医療院への移行による被保険者の保険料負担増の増額を、総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること、吉賀町の場合はまさに、ここで50円上がったということでございます。これは全員協議会で説明したとおりでございます。

それから、低所得者に対する軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じることというふうな、介護保険制度につきましても全国町村会で採択をしたものを全国町村会のレベル、ある

いは各都道府県の町村会のレベルで、適宜、要望活動を行っていくということで採択をして行動活動しておりますので、そのことも付け加えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 積極的な取り組みを継続してやっていただきたいと思いますが、一方で、例えば去年、昨年度2023年度から5年間で、防衛費総額43兆円とか、また、資本金10億円以上の大企業の内部留保、昨年12月に財務省の発表をした7～9月期では、528兆円にもなっております。

これを、アベノミクスのときの2013年から2022年までの増加額、これが178兆円、1年平均で18兆円も増え続けて、一方で実質賃金は上がっていないという現状があります。

せっかくまけてあげた税金ですけれども、そこに上がった分、一般的な設備投資やら職員の賃金とか、そういうものを差し引いた分を、それに対して課税をするというようなこともできますし、医療とか福祉、そういうところにかかるお金を削るということは、また子育て支援のお金は医療保険料に上乗せをするとか、そのやり方が、もっと当たり前に国自身がお金の使い方を考えないといけない、そういうふうに私は考えております。

時間がありませんので、これで質問を終わりますけれども、また今、今定例会に上がっております介護保険の特別会計に入るお金、国からのお金のあり方について、前年度よりも保険料の低減の分については金額的にも減っています。そういうおかしなことをやっているということ、また特別会計のときにも質疑をさせていただきたいということ、これを申し述べて質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、9番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 10番の中田でございます。よろしくお願いいたします。本日はふるさと納税について、1問ほど通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

内容が少し変わっておりますが、よろしくお願いいたしますと思います。

ふるさと納税について。ふるさと納税は2008年5月から総務省が開始し、都市集中型社会における地方と都市の格差是正・人口減少地域における税収減対応と地方創生を主目的とした寄附金税制の一つであります。

当町もふるさと納税について、総務課、産業課と分業して吉賀町の魅力を発信し、多くの寄附

金をお願いし、増額に日々努力されていることとお察しいたしますが、令和3年度の目標額1,300万円に対して1,151万円、271件、令和4年度の目標額が1,300万円で収入が716万円、350件であります。令和5年度の目標も同じく1,300万円で1,095万円、640件であります。

このように目標額に対して増減はあるものの、令和3年度以降は、目標額に対して76%程度、これは3か年の平均でございますが、とどまっております。

これらの状況から見ると、そもそも目標額が高過ぎるのか。返礼品に魅力がないのか。県内外の方々へのPRの仕方はどうだったのか。当初述べましたように、税収目的だけでなく、地方創生という意味では、どのようなことにつながったのかなど、私も考えます。

そこでお聞きいたします。なぜ目標額に達成しなかったのか、総括を聞かせていただきたい。というか、そもそも吉賀町のふるさと納税についての総括をされているのか。どうでしょうか。されていれば、これまでの総括の状況をお聞かせいただきたいと思います。

例えば、返礼品のネットを見ますとこういうのが出ておりますが、パーカーというのが同じようなのがたくさん載っております。パーカーなどは何着ぐらい出たのか。要望が多くあった返礼品は何か。また、なかったものは何であるか。1人平均いくらぐらいであったのか。これは先ほどの件数と私も割ってみて出ておりますが、いろいろ年代によって4万円だったり、1万円台であったりといろいろあるわけですが、なぜそんなに大きな違いがあるのか。大きな寄附があったのかどうか、ちょっとよく分かりません。それから地域別、年齢的にはどのような状態であったのか。それ以外にも総括されておられれば、いろいろな問題点、課題点があるのではなかろうかと思いますが、以上、4年度までの総括をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員のふるさと納税についてということで、まず1点目、令和4年度のふるさと納税の状況、総括についてお知らせをしたいと思います。

寄附件数は350件、寄附総額は716万5,000円でございます。

返礼品につきましては、災害備蓄品としても食べていただけるよしかの里の缶入りパンや、化粧箱入りワサビ漬け、ジャージー牛のソフトクリーム、米といった食品が多く選ばれております。

パーカー、これは方言パーカーでございますが、方言パーカーはふるさとチョイスを通じての寄附者ですが、8名の方が選ばれております。また、要望がなかったものにつきましては、町史あるいは村誌等の書籍は要望がございませんでした。

1人当たりの平均寄附額で申し上げますと、おおむね2万4,000円でございます。寄附額として多い傾向にあるのが、1万円から1万2,000円でございます。地域別で申し上げます。全体の24.7%が東京都、11.9%が愛知県、大阪府が10.1%、神奈川県が6.2%、続い

て埼玉県、広島県がそれぞれ5.7%となっておりました。ほかの23県がトータルで35.7%を占めているというような状況でございます。

一方、年齢情報でございます。一部の寄附者、これはワンストップ特例申請者になるわけでございます。この情報の中でしか必要となりませんので、全ての寄附者の年齢情報を持っておりません。したがって、傾向の読み取れる統計データをお示しすることができませんので、この点につきましては御理解をいただきたいと思っております。

例年、ふるさと納税では、非日常的で特別なものを求める傾向がありまして、カニやホタテといった高級海産物、シャインマスカットやマンゴーなどの高級果物を有する自治体が寄附を集める傾向にございます。

また、一昨年度からの急激な物価高で、トイレットペーパーなど日用工業製品の人気が高まっていることもあり、これらの特産品や工業製品がない自治体は大変厳しい状況になります。

また、名古屋市や京都市、神戸市など圧倒的な知名度とブランド力、家具、家電、アウトドアグッズなど、あらゆる工業製品から様々な食品類を有し、その潤沢なふるさと納税額から使える事務費も多くなり、より多くのプロモーション活動を行うことができるなど、有利な条件を有する自治体がより一層有利になるという状況があります。本町は、当然きらりと光る特産品はあるものの、全国的な知名度では不利な面は否めません。

このような情勢の中、令和4年度の目標に達していないことについては、既存の返礼品の申込件数が減少し、返礼品の掘り起こしや情報発信が不足したことにより減少したものと考えられます。

当座、令和4年度の状況、それから、その総括等についてお知らせさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、いろいろ町長のほうから、私のお伺いしました返礼品あるいは地域別等で発言していただきました。

町長のお手元にはあるかも分かりません。今、いろいろ既製品の返礼品が停滞しておると。今から新しい既製品を開発しなければいけないというような言葉がありましたけれども、今まで町長が言われておられました、町内の特産品として、今からやればよいということで、東京あるいは大阪等で人気がよくあったということで、らっきょうとかサフランが、町長、度々この議会でもお話しされておりましたが、このらっきょう、あるいはサフラン等、私が見ても、近所のらっきょうを作る方も高齢になったんで、どうもやれないというようなことから、らっきょうを作る方もやめられておりますし、全町的に今のところどうなっておるのかというようなところもちよっとお伺いしたいと思います。

それから、私が3月に漬物加工のことについてお尋ねしました。今月の6月1日から許可を出

さないと作られないというようなことが出まして、そのとき産業課長さんのほうから、その申請件数ですね、建物を造ったりとか、そのときに3件か4件ぐらいというようなお話もありました。作られる方はたくさんおられましたけれども、実際に施設を造って加工品を作ろうという方はものすごく少ないということがありましたけれども、このことについて、6月までにそれ以降に何件ぐらいこのような申請が出たのかお聞きしたいと思います。

というのは、この漬物加工も、今の私このパンフレット等を見ても、ワサビとかというようなものは出ておりますけれど、漬物加工も結構やくろ等でも評判のいいものもあったと思いますが、そのようなこともぜひ新しい商品も入れていかなくてはいけないのじゃないかなと、私は考えております。その辺のことを、ふるさと納税との関連でございまして、お伺いしてみたい。

それと、今と同じようなことですが、現在、柿木でみそを作っております。これも結構出ておるようですが、おいしいみそというのがネット上にも出ております。それで、この柿木のみそも人気がよくようですが、今、七日市の真田パークというか、あそこでもJAの婦人部がみそ作りに精を出しておられます。ただ、これは販売できるものではないと。自分の家庭用で作るというようなみそだそうですが、これも大変町内では人気があるというようなことを伺っております。ただ、これが大変、圧力釜であるとか発酵器であるとか、いろんなものをやっぱり女性も高齢になっとなかなかしにくいというようなことを婦人部長さんが話しておられましたが、そういうふうな道具も古くなって、なかなか使えないというようなことも、これは真田パークの調理室、あそこばかりじゃなしに、柿木の今指定管理ですかね、あそこでやっておる道具もかなり古いというようなことで、こういうふうな町内でもいろいろあるものを、しっかり新商品、みそは出しておるわけですが、やはり柿木のみそもおいしい、六日市のみそもおいしいんだよというようなもんで、やはり両立していけば品物も増えてくるというようなことがあるんではなかろうかと私は思います。その辺のことも考えていただきたいと思っております。

私、今これは吉賀町の分ですが、全国版とかですね、津和野町等もいろいろ載っておりますけれども、先ほど町長が言われたジャージー牛のソフトクリームであるとか、ワサビ漬けであるとか、結構、私が見ていいものはあると思うんですよ。そういうものをまだまだPRが足らんのではないかなというような気もしておりますので、ぜひともその辺のことも考えてやっていただきたいというように思います。それでは、これは後でまた回答していただけたら、私の考えですので、言っていただけたらなと思います。

今の言ったことを踏まえまして、今年の、町長のお話の中で、令和3年頃から同じ年度で目標額が1,300万円と、6年度も同額の1,300万円と設定をされておられるわけですが、今まで3年間やって、今、私、先ほど申し上げました76%と言いましたが、そのぐらいの程度で推移しとって、6年度もまた1,300万円で作るというその設定ですね。ただ目標掲げればいい

んだと。70%台、80%でいけばいいんだよというんでなしに、例えばこの1,300万円、6年度はこういうふうにしてやるから1,300万円は絶対命令で、命令という言葉がいいか分かりませんが、そういうふうなことをやっていこうと、職員と一体になってやっておるのかどうか。その辺のこともお答えをしていただきたいと思います。

そういうことも踏まえながら、令和5年、昨年の県内のふるさと納税の実績は6月に出されるということでございますが、令和4年度の県内19市町村のふるさと納税が新聞等で公表されております。県内19市町村で1位は浜田市、11億9,000万円、2位は出雲市で10億4,700万円。このように億単位の町村が11町村あります。隣の津和野町は7,559万5,000円で13位と発表されております。それに比べて吉賀町は、先ほど申し上げましたが、716万円で18位でございます。最下位の19位は687万円。これもほとんど僅差で18位になったというようなところでございます。隣の津和野町の約10分の1と。私、この数字を見て、これはどうなつとるんだと思って、この質問をさせていただきました。

というのが、町長、この10分の1、本当、原因は何にあるか。企業誘致とか新規事業などを含め、国や県からの交付金、補助金などは町長のトップセールスと思われそうですが、このふるさと納税は寄附ですが、町外からの国民の寄附であり、町の真価、本気度が問われていると思います。

例えば、本気度を示す方法として、私の勝手なこれは考えですが、現在、返礼品等の物品は産業課、担当者は総務課と分かれているようです。専任職員を配置して、物品の開拓からPR事業、事務まで行うことにすると、目標額を1,300万円ではなしに、4倍から5倍の五、六千万円、津和野町並みにはできるのではないかなと私は考えます。この辺のことも考えていただきたいと思います。職員の人件費を考えても十分やっていけるのではないかと考えております。そして、このやり方によっては、三、四年先には1億円も可能ではないかと考えます。町長、やってみませんか、こういうこと。ぜひ、後から答弁していただきますが、ぜひとも実行に移していただきたいと思いますというふうに思います。

そこで、ふるさと納税を増やす取り組みについて町長に渡しておりますけれども、7番目にある、このふるさと納税の返礼品、これを町民のほとんどの方が、どんなものがあるのかというようなことは御存じないのではないかと私は思います。

それで、このことをですね、このことというのがふるさと納税ですが、町民全体で本気で考える場をつくる必要があるのではないかと。当然職員も増やす、こういう場もつくってみる。そういった中で高齢化の吉賀町において、何の手だてもなく、先細りの税収減を嘆くのではなく、むしろ高齢者の知恵と有能な職員さんたちの知恵を絞って、より豊かな町にしようではありませんか。

この豊かな町というのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、例えば野菜作りもありましょし、それから加工食品というようなことをいろんなことをやって、町民の高齢者の方、若い方

でもよろしいです。そういうような者がやはり商品を作ることによって、当然手取り収入も増えてくる。今の段階では、6月にばさっと切られたから、やくろとか柿木の道の駅等に出ている商品ががた減りしとるんじゃないかなと、私は想像をしております。そんなところで、知恵を絞って、豊かな町にできるんじゃないかなというような提案をさせていただきます。

そして、小中高校生の子どもたちにも、将来どんな吉賀町であってほしいかなどを聞く。他の県内外の市町村の取り組み状況を把握して参考にする。こういうことに打つ手は幾らでもあるんじゃないかと私は考えます。

人口減少によって何年か後に、この日本の町村のほとんどがなくなるという話をテレビ・新聞等で聞いたことがあります。吉賀町は、世界で有名なデザイナーの故・森英恵さんや、あの日本一のスカイツリーを設計した故・澄川喜一氏などのふるさととして最後まで守り続けていく使命があるのではと考えます。まさに、このふるさと納税創設の目的である、税収減対応と地方創生につながるのではないかと考えます。

令和6年度はどこをどう変えようとされているのか。ふるさと納税、税収を増やす取り組みについて、町長の本気度を示す御答弁をいただきたいと思っております。それまでに、先ほど申し上げました私の提案等もごございますので、そのことについてよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、たくさんの質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、目標額の設定についてお答えをしたいと思います。1,300万円の理由についてでございます。令和3年度当初予算が1,000万円に対しまして、1,151万5,000円を受け入れました。その傾向を反映いたしまして、令和4年度から1,300万円としたところでございます。

令和5年度の目標の1,300万円に向けた取組実績ですが、産業課による返礼品の掘り起こし、ブラッシュアップなどによる返礼品の拡充、ふるさと納税を取り扱うポータルサイトの追加、町外でのチラシ配りや町内道の駅での土日のチラシ配り、町内イベントでの広報、あるいはふるさと会への広報や直接依頼などを行ったところでございます。

一方、9月の制度改正に伴う駆け込み需要の際に合わせた返礼品の準備、あるいは見直しが不十分であったことも影響したとは思いますが、結果として、令和5年度につきましては、先ほど通告にもございましたように640件、金額で申し上げますと1,095万4,000円ということで、1,000万円台をまた回復をしたということでもございました。

このような状況を鑑みの中で、令和6年度、今年度についても1,300万円の目標設定をさせていただいたということでもございます。これが高いか低いかということでは、ほかの自治

体と比べれば、当然丸が1つ以上違うということですが、低うございますが、吉賀町とすれば、これまでの傾向、一旦700万円台まで落ちましたが、令和5年度1,000万円台をまず回復をしたということで、まず次なるステップということで、当初の1,300万円を是が非でも達成するんだという思いで設定をさせていただいたということでございます。

本町のふるさと納税の体制のことについても御指摘がございました。今、通告にありましたように、寄附事務全般につきましては総務課、返礼品の関係は産業課、それから情報発信・ふるさと会については企画課、こうしたそれぞれが連携をしてふるさと納税に取り組んでおります。

専任職員の配置という御提案でございます。現段階におきましては、現状の体制で進めたいと思っております。今後により一層連携ができるよう、担当部署と協議を進めていきたいと思っております。

一つの選択とすれば、業務を特化をして専属の職員をつけるというのも当然あるかと思えます。危惧をされるところは、今関連をする、横断的に今連携を取ってふるさと納税の金額を上げていくのに全庁挙げてやっておりますが、特化したことによって、やはり全庁的なレベル、気持ちの機運の醸成ということに返ったときに、いかななものかということもあります。今、この1年、2年で職員が、先ほど言った担当課だけでなく、職員がいろいろなアイデアを出しながら今頑張っているところでございますので、まずはこれを私は支持をしたいなというふうに思っております。

令和6年度につきましても、寄附金額の増加、返礼品の販売額の増加によりまして、地域経済の活性化を目指して、特産品の発掘による返礼品種類の増加、有意性のある返礼品の磨き上げ、ふるさと納税ポータルサイトを通じた特産品の検索性の向上や見せ方を含めまして、町と御縁のある方への情報発信を行うなどの取り組みをより一層進めてまいりたいと思っております。

職員がああして、特に令和5年度は、私本当によく頑張ってもらったと思っております。町内でも道の駅で数回、柿木の道の駅あるいは六日市の道の駅で休日に出かけて行ってチラシを配る姿を見ていただいた方もいらっしゃるかと思いますが、それから町外・県外でのイベントに出かけて行ってチラシを配る。それから、私自身も町内外であるイベントには極力出かけて行って、これはふるさと納税だけではございませんが、町のPRをさせていただいておるところでございます。

また、近々、広島のほうで在広島根県人会の県人会がございますので、そこには500人を超える方が参加をされるわけでございますが、昨日も担当のほうからは、そこで、町長、チラシを配りなさいという命を受けましたので、私も関係者の方にはチラシを配ってお願いをさせていただこうかと思っております。私も職員の一員でございますので、職員と一緒にそういうことにも取り組んでいきたいなと思っております。

それから、原因ということで申し上げますと、いろいろあるかと思っております。一般論というこ

とで申し上げますと、やはり返礼品の数の、いわゆる品数ですね、それから、やっぱり見せ方を含めたPR、ここだろうと思いますので、これはまだまだ改善をする余地があるというふうに考えております。

それから、個別でいろいろなお話がございました。まず、らっきょうとサフラン、なかなかいい回答には及ばないわけですが、御案内のとおり、らっきょうの特産化事業につきましては、六日市加工所で製造されているらっきょう漬けが、大阪のスーパー、いかりスーパーという大手のスーパーでございましたが、こちらのほうで非常に人気があったということで、通年で販売したいとの声もあって、2年物のらっきょう生産量の増加を目標に、平成28年度から開始したという経過があります。当初はJAで加工しておりましたが、その後、農業公社が引き継ぐ形で継続をして、出荷や加工に手間がかかるということから、さらにシルバー人材センターやアスノワとも連携しながら取り組みを行ってきたところでございます。結果的に、事業としての取り組みは、現在のところは断念をしたということでございます。

サフランにつきましても同じような状況でございますが、なかなか手間のかかる仕事ということと、特に作業が水稻の農繁期と重複をするということもございますので、農家数あるいは栽培面積の増加にはつながりませんでした。令和3年度まで返礼品としても取り扱ってまいりましたが、現在の生産者で、返礼品として提供が可能ではないということでもあります。

漬物加工につきましては、今回、別の議員のほうからもこのことについては通告がございますが、3月の定例会でも申し上げたとおりでございます。規制がある中で非常に難しい、困窮を極めているような状況でございます。

特にお話もありました梅漬け、それからワサビ漬け、これを返礼品としておるわけですが、新規に許可を取って返礼品の専門品目をつくるということにつきましては、現在許可を取っている方に出荷してもらうように進めたいというふうに考えております。

みその話がございました。真田の交流研修センターのほうで製造しているみそ、御案内のとおりお話もありましたが、農協の女性部の方が、これは販売目的ではなくて、家庭用として製造しております。私もそのみそを家庭で食している一人でございますが、当然販売をするためには、営業許可を取得する必要がございますので、今のところ、現在の状況の中では、販売はできないというようなことでございます。

それから、どのような返礼品があるのか、町民の方があまり御存じないのではないかとということでございます。ふるさと納税の仕組みについて知っていただき、吉賀町の返礼品は何があるのか、興味を持っていただくことで、さらに、事あるごとにふるさと納税を活用した事業であることを周知をすることで、町民から声がいただけるというふうに考えております。さらに事業者への周知も必要であると考えます。町外への情報発信も重要でございますが、町内への情報発信に

についても当然目を向けていただかなければならないわけでございますので、町内向けの情報発信についても行っていききたいと思います。

それからふるさと納税、入ってくるお金ばかりがやっぱり気になるんですが、逆に吉賀町から出ていくというか、そうしたこともありますので、そこを相殺をして、ふるさと納税のあり方を、制度を本当にどういうふうに考えていくかというのは、これは国がつくった、総務省が主導でつくった制度でございますが、そこはやはりしっかり見極めた上で、このふるさと納税の取り組みはやっぱりやっていかなければならないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） いろいろ質問させていただきまして、なかなか難しいというような感覚は私もしますが、せつかくこうしてよい制度がありますので、これを手をこまねいておるわけにはいかないと思います。何とか1億円台の大台ぐらいまでには持っていくような努力をぜひしていただきたい。

私が提案しました今の職員をやると、すぐにはできない。今、全職員でやっておるのだというようなお話がありましたが、やはり職員の中から、例えばこういうふるさと納税の企画から町内に出てこういうものを推進していくというようなことをやってやると、町長が言われるように全体で考えることもあるのかもしれませんが、やはり担当職員が町内に出て本気で推進して歩くという姿を見ると、その担当者にばかりおぶせかけるわけじゃないんですが、やはり親の背中を見て育つじゃありませんが、やはり全体の職員も、あいつが頑張っているんだったらやろうじゃないかというような考えも出てくるんじゃないかと思います。できるだけ私はそのようにして、町内をくまなく歩く。そして、今町内に特産物がありませんけれど、ワサビ、以前はトマトとかいろいろありましたけど、そういうふうなものを特産品つくっていくような、農協と当然タイアップするようなことになるかも分かりませんが、そういうふうなこともぜひ考えていっていただきたいなというふうに思います。

それで、私ちょっと最後に掲げておりますが、新しい返礼品ということでたまげるようなことを思うとるんですが、皆、亡くなられた方ばかりの話ですが、澄川喜一先生のスカイツリーが先ほども申し上げましたが、今では3Dというか、パソコンでああいうふうなものできるような器具もあると。何万円するんか、私も買ったことありませんから分かりませんが、そういうふうなもので、吉賀町はせつかく人脈があるわけですから、そういうふうな方と接触して、吉賀町でこういうものをつくらせてもらえんדרるか。スカイツリーの、東京に行けばあるかも分かりませんが、そういうふうなものを吉賀町独特のものをつくっていくとかですね。それから、森英恵先生のチョウチョの絵柄の入ったタオルでもハンカチでも、これも都会に行けば売ってあるかも分かりませんが、やはり町内でもつくることも考えるというようなこともやってみたらどうなん

だろうか。

それから、返礼品に、夢・花・マラソンもいつも1,000人以上の方が来られるわけですが、今年は500人程度とちょっとこじんまりしたことになりましたが、そのときの例えば夢・花・マラソンの参加費が3,500円とか4,000円とかかかるわけですが、その返礼品に参加料を無料にするとか、それから、お金はかかるかもしれませんが、夢・花・マラソンのTシャツをつくってそれを返礼品にするとか、いろんなことが考えれば出てくるんじゃないかなというふうに思います。難しいことばかりであります、やはりそういうふうなことを、私はくどいようですが、専任職員さんを置いて、一年中考えてもらうというようなことを、ぜひとも、町長のお話では、まだ二、三年はできないよということではございますが、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりますが、町長、せっかく返礼品のことも、もし何かあれば、私はこういうふうに考えておりますというような町長の意見も言っていただきたいし、私が今言ったようなことも、それは中田君無理だよということもあるかも分かりませんし。

それと、もう一つ言い忘れておりましたが、担当者の方に大変気まずい思いをさせちゃいけません、ネットを見ますと、私特に気になるのが、アユの写真を撮ったのがあります、返礼品の写真で。この写真がばらばらに――話を聞いたら、高津川漁協でこうだったとかというような話もありますが、津和野町のと比べてみると、津和野町はぴしっと並べてある。それから、今のばらばらの分ともう1枚の2枚あると思うんですが、アユが3匹あるのに、半分見えんのですよ。アユの尻尾は見えてないんです。頭のほうが3分の1くらい、そういう写真でおいしい高津川のアユですと出しても、都会の方は何じゃこりゃと。同じアユでも津和野町のはなんときれいに大きく見えるというような感じがするんじゃないか、一番思ったことです。

それと、そのアユの件に関しても、例えば1万5,000円したら、アユが1キロから1キロ200ぐらいありますよということがありますが、津和野町の場合は、例えば1キロ200あるんだけど、季節によって違うが、今7月の時期は魚が小さいので、アユが、1匹が50グラムかそこらしかありません。秋になると70グラム、大きな子持ちになると100グラムあるようなものが出てくるかもしれません。書いてあるのが、大体7匹から12匹とか、そういうふうに事細かく、アピールの仕方がちょっと違うんですよ、やっぱり。そういうふうなことも考えていただくと、こまいことですが、やはりこの小さいことからなえていかないと大きなものはできませんので、ぜひその辺のことも、私の提案の一つの根拠となっておるようなことではございますので、町長もし何かあれば、一言御返答いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 貴重な情報提供していただきましてありがとうございます。先ほどお

話のあった新しい返礼品の品ぞろえの件でございます。当然、澄川喜一先生であったり、森英恵先生のこと、これは当然著作権の問題もでございますので、関係者の皆さんに御相談もしていかなければならないかと思いますが、そうしたことがかなうのであれば、当然検討してみる価値は大いにあるかと思っております。夢・花・マラソンのことについてもそうでございます。

それから、通告書の中では、一日町長のことであったり、地元のサンネットにちはらへの出演料のことであったり、本当に多岐にわたる御提案をいただいておりますので、当然、今回のこの通告書は、管理職だけでなく職員も見ていただくわけでございますので、先ほど言いました、全庁横断的に今、担当者の協議をしておりますので、そこでもぜひ持ち帰って検討していただけるものというふうに思っております。

アユの写真、ありがとうございました。これで、私がどこかにおったときに、ふるさと納税でここへチョイスをしてみようかなということで、ほかの自治体と比べたら、ほかのどこへ行くかも分かりません。まさに見せ方、それから仕掛けの方法だろうと思っておりますので、ここはやはりそうしたノウハウを持った方の御指南もいただきながら、写真を撮るこの一つを取っても、やはり職員のレベルでしっかり勉強していかなければならないかというふうに思っております。

先ほど答弁の中で申し上げましたが、ふるさと納税は、本当にこれは一人の職員が頑張ってもできる場所もあれば、全庁的にやっぱり頑張っていないとできないところもありますので、現状の形の中ではございますが、全職員挙げて、ふるさと納税の品ぞろえ、それからPRの仕方等をしっかり検討させていただいて、今年度、令和6年度は必ずこの1,300万円まで、まず達成できるように頑張っていきたいなと思っております。その先は、まだまだ億単位のところがたくさんあるわけでございますので、全庁挙げて、職員挙げて頑張っていきたいというように考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 町長が6年度の目標はぜひ達成したいと言われましたので、ぜひ期待しておりますが、私は三、四年先には1億円というような夢を持っていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、10番、中田議員の質問が終わりました。

ここで昼休みの休憩といたします。休憩します。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の一般質問を開始します。

4番目の通告者、11番、庭田議員の発言を許します。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 3点通告してありますので質問を始めます。

新しいまちづくりに挑戦をということと、給食とオーガニック政策、食の伝統を守れということで、これは食品改正法のことなんです、3点です。

最初の2点は、3月の定例で質問をいたしました。そのとき、新しい課の創設をということで、町長は御答弁で、役場の中にあります組織機構、それから人事管理適正化委員会の中でしっかり協議をさせていただきますという答弁をされています。どのような検討をされたか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず1点目でございます。新しいまちづくりに挑戦をということでもあります。

3月の定例会の一般質問のその後の経過ということだろうと思います。課の新設、それから組織の再編についてでございますが、申し上げましたように、3月の定例会、一般質問の中で、御答弁したとおりでございます。

まず、1点目につきましては、組織機構の見直しと定員適正化計画等の改革、それから2点目といたしまして、人材育成を定着させる改革、3点目として、事務事業の見直しと民間活力による改革等への取り組みについて。

現在も精力的に検討しておりまして、課の新設、統合や定員適正化及びそれから人材育成も視野に入れた組織全体の機構改革の検討を、引き続き、議員のほうからも紹介のございました組織機構、それから人事管理適正化委員会を中心に協議を行ってまいりたいと思います。この中において、「官民連携」あるいは「新しい公共」によりまして、行政が担う役割の見直し等を見据え、協議を行ってまいりたいと思います。

申し上げました、この組織機構・人事管理適正化委員会でございますが、町にあります行革の関係の推進本部の中へ、役場の職員で構成する幾つかの委員会があるわけでございますが、その中の一つでございます。これは、これまでも令和5年度のところから随時協議を行っているところでございますので、今年度におきましても、委員会のほうで精力的に協議をしていただくというふうに考えているところでございます。現在進行中ということで、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今の答弁を聞いていますと、進行中ということはありましたけど、それではどの程度の協議をされているのかということをお聞きしておきたいと思っております。

先ほども同僚議員から、ふるさと納税のことで、専任を設けてやられたらどうかという提案もありましたけど、やはり今100年も続いているこの行政の硬直化を打破するためには、やっぱ

りこの機構の見直しというのはやっていかないと、こうやって人口がどんどん減ってくる。しかも高齢化は進む、経済も、地域も縮小する中で、同じようなことを、行政がずっと続けておいたら、それはとてもじゃないけど時代には追いつかないと思いますよ。

そこで、高津川てらすの件で、よしか未来という課をつくって対応したらどうかという提案をしたわけですが、なかなか積極的な答弁は返ってこない。これだけの事業を、とてもじゃないけど、企画の職員が兼務でできるような事業じゃないですよ、これ。島根県で初めてということで、大風呂敷を広げましたけど、これが、本当に成果の出るものにしないと、県に対しても申し訳ないし、そもそも吉賀町の信頼というのが失墜しますよ。

そこで、もう一度お聞きしますが、本当にこの事業が今の体制で成就できるもんかどうか。

私はやっぱり時代が変わるときは、自らも変わって、新しいまちづくりに、町長はじめ、職員の皆さん汗をかくべきであろうかと思っています。

様々な方面から、行政に対しての不満の声が多く聞こえてきます。このことは住民サービスが低下しとるという裏返しだと思うんですけど、このことを、どのように分析されているかというのをお聞きしておきたいと思います。

職員の数の絶対的な不足なのか、あるいは、この行政上の、まさに今言ったようなシステムの硬直化での問題なのか。その辺のところ、町長どのように捉えられておりますか。

既に、日本経済研究所の調査結果が公表されております。これだけの事業を今から本当に、必ずしもあそこの高津川てらすの施設を譲り受けるのに、議会ももろ手を挙げて賛成をした議員の皆さんは、あまりいないと思います。

そういう中で、やはり行政が、あそこをどう活用して官と民の連携をして、新しい公共をつくっていくのかということ、ここで真剣に考えないと、本当に負の遺産になりかねない。私は大変危惧してますよ。ましてや、アドバイザーとして招聘した吉長先生の意見も、町としてアドバイスをいただくというようなことも、あまりできていないような状況の中で、花火だけは打ち上げたけど、本当に不発に終わる可能性があるわけです。

先ほどの職員不足、あるいは行政のシステムの問題、いろいろあると思いますが、町民の不満がこれだけたまっている。マグマがたまっているということに対して、町長、どのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、ちょっと答弁、後先になるかも分かりませんが、町民の皆さんの行政に対しての不平不満といいますか、マグマがたまっているということでございます。

それだけ行政課題が非常に多い、大きい課題があるということだろうと思います。一番の課題は、これまで、今もそうでございますけど、地域医療をどうしてつないでいくかということでご

ざいます。これは1つの道筋がまずできたということで、これからが今度はそこへ魂を入れていくということになりますので、これも行政だけでは当然かなうものではございませんので、議会をはじめ、住民の皆さんと一緒にやって取り組んでいかなければならない、そういう中で地域医療につきましては、とりわけ住民の皆さんがつくっていただいた、つなぐ会が設立をいたしましたので、こうしたところと官と民が一緒になって取り組んで、こうしたことが必要ではないかというふうに思っております。

殊さら住民の皆さんが、行政に対してだけの不満を言うことだけでなくして、やはり住民の皆さんと一緒に、まちづくりをやっていこうという気概と姿勢がないと、まちづくりはできないというふうに思っています。当然その先頭に立つのは、役場でありますし、それは私であろうかと思いますが、そうした形でこれからまちづくりに取り組んでいかなければならないというふうに考えています。まずは、私はそうしたことを今感じております。

それから、分析ということでございます。非常に行政システムであったり、役場の体制であったり、そうしたことに対しての分析が必要なんだろうと思っておりますが、やはり行政に対してのニーズが非常に多くなっているということだろうと思っております。

そのニーズに対して、行政職員のマンパワーとして本当にどうなのかということでもあります。これまで数次の定員適正化計画なりを、今策定をして、それをベースに取り組んでおりますが、これだけの権限委譲があったり、住民の皆さんのニーズが高くなっている中において、これまで総務省の方からいろいろな指導、助言を受けた、その中でつくった定員適正化計画だけでは、やはりそのニーズに対しては対応できないだろうと思っております。

ですから、そのとき折々で、この定員適正化計画の見直しをしながら、1つの指標はありますが、プラスをさせていただきながら対応してきました。遡ると平成20年の福祉事務所の開設もそうでありまして、それから広域で取り組まなければならないということで、この3市町で相談をさせていただいて、益田にあります広域事務組合にも、吉賀町のほうからも今交代で職員を、派遣をしています。

まさにこうした新しいニーズが出てきたということでございますので、万やむを得えず定員適正計画も、少し上積みさせていただいて、今、対応させていただいているところでございます。

それから、冒頭でも申し上げました、行政改革の本部の中にあります職員で構成する組織機構、それから人事管理適正化委員会のこれまでどうした議論をしてきたかということでございます。これは後ほど、総務課長のところで少し状況の説明をさせていただこうと思っておりますけど、通常業務の忙しい中、職員がそれぞれのセクションから集まって、そうした業務の協議をしているということでございます。

ただ単に組織の中、それから人事管理をどういった形でやったらいいかということにとどまら

ず、役場全体を、俯瞰をしながら、組織としてのあり方を今、順次検討させていただいておりますので、これには少し時間かかるかも分かりません。

3月の一般質問でも答弁させていただきましたように、今回もまた再度御提案がございましたが、よしか未来課の創設につきましても、そうしたことを含めて、この委員会の中で検討させていただくということで、御答弁させていただいておりますので、その点について改めて申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 組織機構・人事管理適正化委員会の協議状況というところで、お話をさせていただきたいと思います。

この委員会そのものについては、3月の定例会で御質問いただいた以降、この委員会そのものについては、開催はいたしておりません。

といいますのは、課の新設、組織の再編というところの答えにはなっていないというふうには、受け取られるかもしれませんが、今、行政を取り巻く環境の中で、重要視しておりますのが、いわゆるデジタル化、世の中でいうとDX化というものがございます。

関連いたしましてペーパーレス化、これもデジタル化の一つだろうというふうに思います。この中で関係するのが電算委員会というのが、役場の中に委員会がございます。それから文書管理でいいますと文書管理委員会がございます。先ほど来から申し上げている組織機構・人事管理適正化委員会という、この3つの委員会に関しましては、その事務局を総務課が担当しております、それぞれに担当者がついているところです。

協議の状況でいくと、この3つの委員会の事務局で、今後どのように話を進めていくのかというところを、4月以降しているという状況です。この後に、それぞれの委員会に共通のテーマといたしますか、協議事項になるとは思いますが、そうしたものをそれぞれの委員会でまた協議をし、またそれを持ち寄るといような協議の進行状況で進めているというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） デジタル化とか何とか説明がありましたけど、そういう事務的なことのほかに、町も株式会社ですよ。稼いでいく自治体、そういう方面にもう少し力を入れないと、事務的なことで行政が動いたんでは、なかなか今の時代にそぐわない、私はそう思います。

よしか未来課というのは1例のことでありまして、全ての面で総合的に見直して、最先端の行政組織をつくるべきだと私は思います。

それで、この高津川でらす、日本経済研究所はこの構想を出しましたけど、これだけのことを、

とてもじゃないけど、企画の兼務職員ができるわけじゃないです。できないということは、企業版のふるさと納税も出ましたし、ここにサテライトオフィスとか、いろいろなことが書いてありますけど、そういうことに町がはっきりした姿勢を示さないと、これに乗ってくる企業なんかありませんよ。まさに、そこが官民連携じゃないですか。官で全部できるならいいですよ、この事業が。とてもじゃないけどできませんよ、これ。

それはそれとして、ぜひ新しい時代に挑戦するんだという、リスクを負ってでもやり通すんだという姿勢を示していただきたいと思います。ただ掛け声だけで、民間が、吉賀町と一緒に仕事をしましょうなんか、とてもじゃないけど、夢のまた夢です。

1つ例を出しますと、先般、HEKICHI KAKINOKIに東京のスーパーストックトーキョー、マルニの会長、コクヨの社員の方が来られました。町長も、スケジュールが合いませんでしたのでお会いできなかったんですけど、私が一番びっくりしたのは、この人たちは会社の命令で吉賀町に入ってきたわけじゃないんです。自分が会社のために何ができるか、そのためのリサーチです。会社は、吉賀町に行つてこういうことを調査してきなさいという命令も何もしてないわけです。つまり、もう民間はそういう部署も設けて、次の会社経営をどうしようかという方向を探っているわけです。それは行政もそういう部署があつてもいいんじゃないですか、と私は思います。

今度、マルニの会長とか、スマイルもまた来られるそうなので、そのときは、ぜひ町長にも御紹介したいと思いますが、今ここには、フィンランド人の有名な設計士が来ています。12月にもう一回来られます。何が原因かという、このマルニの家具、広島スタイルですよ、これがきっかけで、こういう御縁がつながつたわけです。

あそこを管理している方は、一民間人として旧柿木中学校をそういう活用されているわけです。これは本当に吉賀町にとつたら大きな財産です、これだけの人と交流があるというのは。そこを官も一緒になってやつていく、そういう部署をぜひつくりていただきたいというのが、私の思いであります。

検討中ということですので、9月には何らかのまた結論が出るかも分りませんが、だらだらやつて、いつの間にか、ゆでガエルじゃないですけど、水に浸かつとつたやつが、熱湯になつて、ゆでられて死んでしまったというようなことにならないように、もうちょっとスピード感を持つてやるべきことだと思います。

私は今までは言ひっぱなしの一般質問でしたけど、今回から検討しますという言葉が出たら、次の回も、次の回も、どういう検討をしたかというのを検証しますので、そのつもりでいていただきたいと思つております。

毎回のことですが、ぐだぐだ言いおつたら時間がなくなりますので、次に移したいと思つています。

給食とオーガニック政策ということでお伺いをします。

3月の一般質問で、子どもたちの健康のために給食に安全な食材を安定して供給できるよう、全町的な生産者組織、供給者の組織を立ち上げることを、提案をいたしました。これも検討するという御答弁でしたので、どのような検討をされたかということをお聞きしたいと思います。

後から別の件で、教育長にも質問しますが、まずこうやって出生率が下がっている中で、本当に子どもさんたちの健康をどうして守っていくのか、それは学習も大事でしょうし、部活も大事でしょうが、その基本となるのは、やっぱり健康な体であるわけですので、そここのところをきちんと抑える。

まず町長に、6月はオーガニック給食の日というのを打ち上げましたが、この答弁を見ますと、1学期に数回、年に数回、できたら有機農産物を使用してという、非常に前を開いていくような答弁じゃなかったわけです。

そこで、生産者組織とか、供給者の組織とか、そういうのを、私は、六日市は六日市、柿木は柿木という考えは持っておりませんので、全町的なということを使わせてもらったわけです。やっぱり吉賀町の子どもですので、六日市、七日市は普通の食材で、柿木は有機食材で、そういうばかなことはないです。本当、子どもさんをどう思っているのかということが問われる問題です。同じ食材、安全な食材で、子どもさんたちの健康を守るべきだと思います。そのための組織づくり、それをどのように検討されたかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは給食とオーガニック政策ということで、お答えをしたいと思います。

給食における食材供給の組織についてでございます。3月一般質問の際にもお答えいたしましたが、現在あくまで体制のことで申し上げますので、別段この区割りをしているとか、そうした意味でございませんで、現行制度の中でどういうふうに対応しているかということで、お聞きをいただきたいと思います。

現在六日市それから七日市地区と、それから柿木地区に分かれて行っておりまして、それぞれ農業公社と、食と農・かきのきむら企業組合に、今なっております。

それから、施政方針にも申し上げましたオーガニック給食の件でございます。これをすすめるに当たりまして、関係者で協議を行っておりまして、各学校の栄養士、六日市有機農業研究会、高津川てらす、食と農・かきのきむら企業組合、農業公社、教育委員会、産業課、こうしたメンバーで、今年に入ってこれまで6回協議を行っております。

内容といたしましては、今後の計画、献立の立て方、有機食材の供給方法、六日市地区側での有機認証について、それから有機食材の価格などが主な内容でございます。

様々な御意見がありまして、進むところもあれば、一方で新たな課題も出ているところがございます。むしろそうした課題が整理されているという意味では、非常に私はいいい傾向だと思っております。

そして、推進に向けたの第1弾でございますが、今月6月27日には、施政方針でも述べておりました、「オーガニック給食の日」を実施することといたします。そのほかオーガニック給食に関する講演会等の実施に向けても、協議を行っているというふうにも聞いております。

まず、できることから関係者で集まって協議をしてやっていこうということで、これ一気呵成して毎日ということには当然ならないわけでございますので、先ほど申しあげましたメンバーの中で、まず何ができるかどうすればこれが現実のものとなるかということで、協議をさせていただいて、まず第1回目として6月27日に開催をさせていただくということでございます。

組織化につきましては、新しく組織を立ち上げるか、あるいは既存の組織を充実させていくかにつきましては、現在協議中でございます。これも、先ほど申しあげましたようなオーガニック給食を実施するに当たって、関係者の皆さんに本当協議をいただいておりますので、こうした皆さんにも意見を出していただきながら、これからの組織化について、やはり検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、3月にも答弁させていただきましたが、生産者の高齢化に伴い、なかなかこの食材が集まりにくい状態になりますが、議員の御指摘のとおり、子どもたちの健康と農地を守る意味においても、学校給食に供給していただける生産者を一人でも増やす取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それから、当然有機農業の推進ということでもありますので、裾野を広げるという意味では、4月に行いましたが、福川の自治会館をお借りし、そして実証圃場の借用をさせていただきながら、有機の学校を開校させていただきました。約20の方が第1回目ということで御参加をいただきまして、これから年間の中で引き続き開催をさせていただきたいと思っております。

特に校長には、NPO法人であります有機農業参入促進協議会の千葉代表理事に御就任いただき、千葉先生には講師も務めていただく、さらに広島県の東広島市で活躍しておられます、安芸の山里農園はなあふの代表であります森先生にも、講師陣として加わっていただいたところございました。

それから、これ以外にも、有機農業に関わる講演会も、5月の連休のところで開催をさせていただいたところがございます。

それから、オーガニック給食、学校の給食ではございませんが、特に今度保育現場のほうで、この有機農業とオーガニックとの関連を持たせて進めていかなければならないということで、これも全協で説明をさせていただきましたが、県の助成制度の中で、吉賀町の財源が、いわゆるそ

のあふれてくる部分がありますので、これを活用させていただいて、約200万円でございますが、これはもう恐らく県内で初めてだと思いますが、3歳以上の保育園の園児の皆さんの主食部分を、無償化をする。さらにその無償化をする主食部分については、有機米を購入させていただいて、これを対応するというので、これをすれば当然、生産現場のほうも活気づきまして、相対的に対策を講じていこうということで、今取り組んでいるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今、御答弁がありました。

最初に発言しなければならなかったんですけど、3月に保育園の給食の無償化を提案しました。そのときの町長の答弁です。先ほど言いましたように、県の子ども医療の浮いた金をこっちに回すかどうかということだったんですけど、3月に町長は、「その財源を活用した新たな何の事業を実施するか明確なことは申し上げる段階ではございませんが、令和7年度までには、方針を決定する必要があるので、来年度中に方向性を示してまいりたいと思います」、このような答弁をされているわけです。それが、早速このたびも上程がありましたけど、町内の保育所の無償化に、この財源を充てるという決断をされたわけでありまして。大変正しいと言いますか、素晴らしい判断だと思っておりますので、ぜひ、このほかにも、今言われましたように、米だけではなくて、学校給食と同じようなシステム、吉賀町の子どもたちに、安全な同じ食材を提供する、そのシステムづくりを急ぐべきだと、私は思っています。

これは、オーガニックビレッジ事業にも、学校給食のことは、やはりその生産現場を育てるといって、有機農業を推進するという目的でも組み込まれております。各自治体が、学校給食を基に、食材を基に、有機農業をその基礎にして、有機農業を推進していこうという動きが、あちこちで出ているわけですので、ぜひこの辺のところは、もう少しスピード感を持って、町内で統一した組織、新しい組織、供給と生産、特に生産現場はもう高齢化が進んでだんだん供給の元が細っていますので、もう少しスピード感を持った対応をするべきだと思っております。このことは学校給食一つに限らず、町の有機農業を推進するという政策にも関わってくるわけでありまして。

先般の新聞ですけど、美郷町の地元食材でこだわり給食という記事が出てました。ここは御存じのとおり、美郷町はジビエで有名なんですけど、ここで、月に1回イノシシや鹿肉を活用した給食を提供しています。そして油はヒマワリ油、ヒマワリを大変多く生産しているということなんですけど、ヒマワリの種から取った油を使って、提供しています。食費にしても、小学校が376円、中学校が417円。吉賀町よりは少し上の食費になっていると思います。

何が言いたいかといいますと、このことによって町の政策でありますジビエ、ヤマクジラのさらなる充実につながるわけですので、こういうことを吉賀町も本気でやるんなら、有機農業を本気でやるんなら、やっぱり政策の一環として、ここに取り上げるべきであろうかと思っております。何

度も言いますが、やっぱり吉賀町の子どもたちですので、まず公平、こっちはこうで、こっちはこうだというようなことはなくて、公平なサービスをするべきであろうと思います。

そのためには、私が言うように、町内で1つの生産者組織、供給の組織をつくるべきであろうと思います。今までの既成の組織を使ってやるのもいいでしょうが、そうすると、どうしても旧柿木と旧六日市の差が出てくるわけですので、ここは統一した組織をつくる。そのためにぜひ汗をかいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 後段の学校給食の部分、教育長も答弁されると思いますが、学校給食法が制定されたのが恐らく昭和29年だったと思います。

ということは、今年はちょうどそれから制定されて70年という節目の年であります。そうした年に、吉賀町が少し一歩前に出て、オーガニック給食ができてくるということは、非常にやっぱり意義のあることだろうというふうに思っております。

それから、合併前の旧柿木村時代には、昭和55年、村の施策として有機農業を高々と掲げて村づくりをスタートされたということです。これも44年目、45年目を迎えようとしているところでございますので、行政施策として設定をして、おおむね45年、学校給食法がスタートして70年という節目の年でありますので、やはりこれまでの有機農業であったり、それから学校給食のあり方、オーガニックのあり方を少し進めていかなければならない。もちろん昨年4月には、町としてのオーガニックビレッジ宣言もいたしましたので、そうした意味で、まず6月27日のオーガニック給食を成功させたいということで、今、教育委員会、役場でいうと産業課、それから関係者の皆さんで協議をさせていただいて、3つの給食調理場がありますけど、私は隣の六日市のランチルームのほうへ出かけて行って、児童生徒の皆さん、それから、ぜひということで、生産者の皆さんにも、その場へ来ていただいて、一緒に給食を食べていただくというようなセッティングもさせていただきました。これを内外に広く知らしめていかなければならないというふうに思っております。

それを継続していくためには、やはり生産体制が一番大事でございますので、現状のところは、こういった組織にするというのは、まさに協議中でございますが、旧行政エリアにこだわるのではなくて、吉賀町全体の組織としてどうすればいいか、どうすればオーガニックが進んでいくかということを、関係者の皆さんといろいろ協議をしながら、進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 教育長にお尋ねします。これちょっと話が飛ぶんですが、食品や学校給食に関して、食品添加物、農薬等、子どもの脳に大きなダメージを与えるという研究結

果が発表されております。

教育委員会は、もう少し子どもたちの未来のために食にシビアになるべきではないかという質問であります。前にも資料を出しましたが、これは令和4年度の食材の結果なんですけど、吉賀町は有機農業といいながら、輸入品が一番多い、輸入品が悪いというのではありませんけど、地産地消が全くできていない。

子どもたちの、先ほど言いましたように、学習やスポーツも大事ですけど、その基をつくる体、これを教育委員会がどのように認識しているのかということをお聞きしたいと思います。先般の一般質問で、教育長は吉賀町の給食は非常に味がいいんだということを強調されていましたが、味と安全は必ずしも一致するわけではありません。味がいいのは、それは調理師の皆さんの腕の見せどころです。そこを自慢しても何の意味もないわけでありますので、まずは味より安全、子どもたちの健康をどう考えているのかということをお聞きしておきたいと思います。分かりましたら、4年度の調査結果から、どのような改善がされたのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは答弁させていただきます。

まず、吉賀町教育委員会で、一般的に学力であるとか、運動面であるとか、そういうふうなところについて、今、議員のほうから御指摘ございました。教育振興計画には、確かな学力の育成、そして豊かな心の育成、そして健やかな体づくりという3点がありまして、その健やかな体づくりの中に、食をテーマとした生活づくりということで位置づけておりまして、その中にも、吉賀町は有機農業が盛んで、というふうなこと、それから有機農業中心とした食をテーマとした地域づくりの活動と連携ということについての記述がございます。

決して教育委員会が有機、オーガニックというようなところをなおざりにしているというわけではございませんことを、まずは申し述べておきたいと思います。

まず、議員の御指摘のとおり、農産物に使われます農薬の危険性、また保存や加工のために使われる食品添加物の危険性については、様々な研究がなされており、特にある種の農薬については、脳の神経系発達に多大な悪影響を及ぼしているといった治験もあるようです。これらの農薬や食品添加物はできるだけ使われていないもの、さらには全く使われていないものがよいということは明らかだと、私も考えます。現在、議員御承知のとおり、学校給食のお米については、全ての小中学校において既に全米有機米を使用しております。

今年度から実はこの過程があるんですけども、給食費の値上げをしておりますけども、検討段階では一部に高い有機米を使わなければ、値上げは必要ないのではというふうな意見もございましたけれども、教育委員会としましては、時代を担う子どもたちには、ぜひ、より安全で安心で

きる給食を提供したいという願いをしっかりと伝えまして、有機米使用についての御理解を得たという経緯もございます。

野菜については、先ほど議員御指摘のとおり、柿木調理場については、占める割合が非常に高いですけれども、できる限りの有機野菜を使用しておりますけれども、他の2調理場については、その割合が低くなっている。町全体としては、ほかに比べて低い、あるいは輸入が多いというようなところの指摘だと思います。

そこで、今年度から、先ほど町長の御答弁ありましたように、オーガニック給食の日を第一歩として、無添加、無農薬のものの使用拡大を目指しているところです。その体制づくりについては、町長答弁のとおりでございますが、我々はその機運を盛り上げて、町長の御答弁最後のほうにありましたけれども、柿木の生産者、有機野菜の生産者の皆さんに、六日市まで来ていただく。これすごく価値のあることで、柿木地域の子どもたちは、我が柿木で育てていこうというふうに、もちろんそれは、最初はそうなんですけれども、やっぱり吉賀町、六日市のほうもあり、蔵木のほうもある、朝倉、七日市のほうもあるということで、生産者の方が、ああこういう子どもたちがいるんだ。初めは、生産者の方にお話をしますと、六日市のほうまで行って話をするのはということだったんですけど、やっぱり同じ町内の子どもたちということで、そういうところで生産者の皆さんの御理解を得て、今回御参加いただいているというような次第でございます。

今具体的に、議員御指摘の量的な割合が改善してきたというようなところはございませんけれども、鋭意改善中でございますというところです。

それから、地産のものではないものは、あまりよくないというようなことではなく、島根県学校給食会から、日頃より様々な物資を調達しております。原材料や品質などが明確な一般物資を供給するようにしているところです。取り扱い品目については、原料、主原料、栄養化、アレルギー表示等詳細な資料、例えば食品細菌検査書、食品添加物誓約書、それから残留農薬証明書などもしっかりと提出を求め、定期的に点検をしております。

その上でそれを踏まえて、県の教育委員会、市町の教育委員会の代表者、あるいは栄養教諭、栄養士といった方々に、物資選定委員となっていただいて、審査選定をしておって、それを町のほうで、給食で使用しているというふうなことです。

ということで、子どもたちの食の安全安心というようなことについては、それが一つの防波堤になるかと思えます。またの町内の栄養教諭、栄養士の視点からも、産地の厳選、それから成分表の確認等を行われており、今後も日々できる限りの安全性を確保してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 農薬と人体被害の実態というレポートが出ています。ネオニコチノイド、今問題になっている神経系の農薬ですけれども、これは鬱とか、多動性、攻撃性、初期記憶障害、脳、神経、心臓、筋肉をおかす、神経系の農薬なんですけど、こういうのが、日本はヨーロッパの何倍という基準で緩和されております。

ぜひ、未来を担う子どもたちの体づくり、一番大事な時期ですので、そこは教育委員会がしっかりとサポートして、学習も大事、スポーツも大事だけど、その前に健康な体をつくる、その使命感に燃えて学校給食に取り組んでいただきたいと思っております。

時間がありませんので、次に移ります。

食の伝統を守れということで通告しております。

食品衛生法の改正が6月1日より全面実施となります。経済、食文化などへの大きな影響を考えれば、町も何らかの方針と支援策を示すべきであると考えております。

まず、1点、施設の整備の負担をゼロにするか、限りなくゼロにする細やかな支援策を考えるべきであります。現在は、県が2分の1施設の改修に出してありますが、先ほども質問がありましたように、出すというか、生産するほうも大きな打撃を受けておるわけでありまして、それを販売する道の駅なり、直売所なりいろいろなところの売り上げがまた減ってくる。経済が縮小するわけですので、ここら辺のところは、ある程度の条件を設けて、個人の負担がないようにする。

例えば、5人なら5人の方が加工をしたい、しかも地域の狭い範囲で集まれるような場所、例えば集会所などを改修したいというときは、やはり公共の投資、これをやっていくべきだろうと思います。これは、本当、若い方もそうですけど、お年寄りの方が生きがい対策として、いろいろなラッキョウなり、梅干しなり、古漬けなりを作られているわけです。そういう文化、食文化が減っていく。しかも補助事業の2の1の残金を払っていくもう年齢じゃないわけです。

ここはやっぱりいろいろな総合的な面から、町がもう少し積極的な支援をしていくべきだと思っております。

それと、他の自治体と一緒にあって、国、県への支援や法の緩和を働きかけていくべきであると、これは町長の得意分野だと思いますので、その辺のところも、ぜひ検討していただきたいと思っております。

6月4日、消費者問題に関する特別委員会で、山田勝彦議員が質問に立って、厚労省が細かい遵守基準について、各市町村においてその地域に合わせたものを条例で制定すれば、これまでどおり軒下でも漬物を作り、売ることができるという答弁をされています。これを基に町村会ででも取り上げて、せめて島根県だけでも、こういう条例をつくって、今まで細々と生産していた生産者が落ちこぼれないように、これは行政の仕事として、ぜひやるべきだと思います。

ほとんどの方がもうそんな投資はできんから、これで終わりだという声を聞いてます。聞いて

ますけど、そこに手を差し伸べるのが行政であろうと思いますので、ここんところ、力強く推進していただきたいと思います。

ちなみにHACCPで、米国は売り上げが、これ基準が100万円か、200万円かどうかは分らないんですけど、売り上げの少ない人は、この対象から外されとるわけです。日本も、こういう厚労省が答弁はされているということで、町長独自でもいいですし、町村会として取り上げてもいいわけですので、そののところ、お力を発揮していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、食の伝統を守れということで、答弁をしたいと思います。時間がございません、端的にちょっと申し上げたいと思います。

吉賀町としても、私も大変危惧をしております。先ほど、別の議員のほうからも、この件についてございましたが、大変本当に危惧をしております。

国の議論のお話もございましたが、国会の農林水産委員会のほうでも、この設備投資など負担が増えるということをもって、やはり現場から手を引かれるということで非常に増えているということで、懸念をされているような発言内容でございます。

それから、今お話にありました条例の件でございますが、法との関係がどうなのかなというようなことが、少しくエスチョンマークがつくんですが、また産業課のほうを通じて、勉強もさせていただきたいなと思っております。

それから町の支援策です。町のほうといたしましても、施設改修であったり、備品の購入、備品の更新で、2分の1であったり、3分の1であったりという事業を設定しております。

とはいいいながらも、何分にもやはり自己負担がいるということでございますので、そこらあたりが非常に難しいところだろうと思います。今の制度を変えるというのは、制度を変えるということは可能なんですけど、これまでやってこられた方との不公平感が出ていけないところもございますので、慎重に取り扱いをしなければならないということでございます。

ですから、補助金の部分と、後はソフト面で人的な支援の両方で考えていかなければならないかと思っております。いろいろな課題がありまして、懸念事項がありますので、要望事項ということでございます。当然のことながら、また関係機関と連携をしながら、要望も行っていきたいと思います。我々の組織でいいますと、町村会ということもありますので、そちらのほうでまた問題提起をさせていただいて、情報の共有化も図っていきたいと思います。

今回の問題は、何といても、生産者の皆さんが困る。それからこれまでそれを売っておられた販売店が困る。それからこういったものを楽しみにしておられた消費者の方、顧客の方がまた困るということで、全体的に考えれば、本当にいいことは1つもないわけでございますので、そ

うしたところを、全体を見る中で、今回のこうした法的な縛りが、本当にいいのかどうかということ、関係する皆さんとしっかり議論をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ぜひ、積極的に動いていただきたいと思います。

辞めるのは簡単なんですけど、伝統の味をまた復活させるというのは、今の時代にはなかなかできないことです。これはここに住んでいる私たちの文化でもあり、生きてきた証でもあるわけですので、ぜひ吉賀町として先陣を切って、法案を緩和するような働きをしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、11番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後2時01分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） よしか病院についてということで質問を1件出しております。

よしか病院に移行して3か月がたちましたが、この間、町民からいろいろな要望が上がっておりますが、その中で夜間救急についての要望がありますが、救急を呼んで、岩国や益田に救急車で行くにしても、付き添いが必ず行かなければならず、お年寄りや車のない方など、夜間に帰ってくるのに不便で困り、結局行けないということになり、危険な状態になりかねないというおそれがあります。

貧しいから、田舎だからという理由で命を脅かすことは大変に悲しいことです。いろんな意味で、夜間救急がなくなったことは弊害がありますが、このことについて町長のお考えを求めます。

また、町民から1通のはがきが来ております。町長のお手元にもあると思うんですが、これをちょっと読み上げます。

小生は今27歳ですが、家庭を持って子育て等について、今、病院の実態や将来のことにつきまして、次のように思っております。友達も同様です。今の病院で夜間の診察がないのは、子育てに不安。特に、発熱、負傷など。仕事で忙しく、町の状態は分かりませんが、将来このままでは、今後は定住不可、定住できないということでもあります。これも友達も同じように思っておるということです。なぜ病院の内容や夜間の診療が不可なのか。何をおいても病院の機能が一番重

要です。夜間勤務もあり、非常に不安です。病院の充実は、地区民、誰も必要だと言っております。

こういう内容のお手紙が来ているんですけど、これは本当に心からの叫びであり、お金がないといえば、それまでなんですけど、やはり何とか夜間救急の件については、今後検討、または考えていただきたいと思うんですが、それについて町長のお考えを求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大庭議員のよしか病院についてということで、まずはとりわけ救急のことについてお答えをしたいと思います。

夜間救急についてであります。まず5月30日の議会全員協議会において、資料を用いて説明した内容及び加えて最新のデータの状況について、まず御説明させていただきたいと思います。

吉賀町内における救急発生件数等の状況についてでございますが、よしか病院が開設した3月の救急発生件数については、町内全体で47件、4月が少し減少して35件、最新のデータとなりますが、5月が30件となっています。令和5年の4月、昨年4月から令和6年本年の5月の14か月間の平均で申し上げますと、34.9件でございます。1日に換算いたしますと、ほぼ1件の救急発生件数となります。そのうちよしか病院が受け入れていない夜間帯の救急発生件数も、同様に説明をしておりますが、3月及び4月ともそれぞれ17件、最新のデータとなりますが、5月が11件でございます。したがって、昨年令和5年4月から本年の5月までの14か月間の平均で申し上げますと、14.1件となりまして、2日にほぼ1件でございます。

救急搬送先の医療機関についても触れておきたいと思います。令和6年3月及び4月と最新のデータである5月を含めた数値でございますが、よしか病院は3か月で36件、月平均で12件でございます。内訳として昼間が36件、夜間はゼロ件であります。益田赤十字病院は3か月で56件、月平均で18.7件でございます。内訳として、昼間が24件、夜間が32件でございます。医師会病院でございます。3か月で11件、月平均で3.7件、内訳として昼間が5件、夜間が6件となっております。

少し数値等申し上げまして、前置きが長くなりましたが、町内の救急発生件数を見てどのように感じられますでしょうか。繰り返しになりますが、1日に約1件、夜間では2日に1件という状況でございます。もちろん命の大切さに多いも少ないも関係ないことは、私も十分理解しているところでございます。

これまでも、住民説明会、あるいはこの議会の場におきましても、何度となく医師の働き方改革が4月より施行されたことによりまして、町に地域医療を継続させるために、医師を守らないといけない、医師や看護師等スタッフの確保が課題である中で、現状のスタッフ数が少ないこのよしか病院では、夜間救急の受け入れは難しいことを、説明をしております。救急発生件数もそ

うでございますが、吉賀町の規模、あるいは病院の規模、体制等、これらを総合的に勘案して、夜間救急を断念しております。どうかこの点につきましては、御理解をいただきたいと思っております。

それから、議員のほうへ届いたはがきの御紹介もございました。先ほどの読み上げての御紹介もございましたが、不安な面があるということは重々お察しするところでございます。同様の内容のことは、私のほうにも直接手紙をいただいたり、それから役場のほうに対して、町民の声で同様な御意見をいただいたり、あるいは電話をいただいたりということで、多くの方から声を寄せられているところでございます。

このことにつきましては、先ほど答弁した内容をもって、皆さんには説明をさせていただいているとおりでございますので、はがきの内容についての繰り返しの答弁については、差し控えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 特に夜間救急に関しては、1日1件かあるいは2日に1件か、そういう間隔であるのでということでしたが、町長も言うておられました、少ないからといって命がええという、そういうことではないと思うので、これはやはり少ない中でも、どうしたら夜間ができるかということを考えていくべきだと思うんです。

例えば僕の考えというか、内科の医師が結構3名か、4名おられますから、それを減らして夜間に回したら、夜間は、複数は要らない1人でいいと思うので、その辺のこともできると思うんです、何とか考えれば。

それを県の指導か何か知らんけど、やはり夜間救急をなくすということは、はがきにも書いてありますけど、この町には住めないということが、だんだん出てくると思うんです。もう既に出て行かれた方もおられると思います。そういったことに対して町長は、再度どのように思われますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 仮にそうした理由で、この町から離れて行かざるを得ないということにつきましては、これは大変残念ではございますが、御本人さんのそれは判断でございますので、これに対して私が言及することはできないというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げました医師の働き方改革、これは当然町が言っていることでもなく、県が指導していることでもなく、これはあくまで国の指針として示されたものでございまして、これは議会のほうでも、少しこれまでの質疑の中で説明をさせていただいたかと思いますが、今回国が示した医師の働き方改革につきまして、まずは、現状はどうかということで、国が整理をしておられるのは、医師の長時間労働がまずあるということなんです。

病院の常勤の勤務医の約4割が、年間960時間超の勤務があるということ。特に救急、産婦

人科、外科や若手の医師の方は、長時間の傾向は非常に強いということ。それから労務管理が不十分であるということ、それから業務が医師に集中しているというようなこと、こうした現状をどうにか変えていかなければならないということで、この働き方改革の中では、目指す姿として、一つは労務管理の徹底、労働時間の短縮による医師の健康を確保するということが、もう一つは全ての医療専門職、それぞれが自らの能力を生かして、より能動的に対応できるようにする。こうしたことをしながら医療従事者、とりわけその医師の働き方を変えていかなければならない。そうでないと、やっぱり地域医療は守っていけない。これは地域医療に限らず、医療現場が守っていくことができないということでもあります。

その対策として出てきたのが、一つが長時間労働の構造的な問題の取り組みと、もう一つが医療機関内での医師の働き方改革の推進ということでありました。これは別の議員さん、今回全般的な働き方改革の通告もございます。それにも関連があるわけですが、時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用するということが、当然、医療現場、医師の皆さんに対しても、そうした縛りがかかってくるということもございます。

特に、休息時間の確保ということで、勤務間インターバルの規制というのがあります。これは少し後、医療対策課長のほうから、時間的なことも含めて説明をさせていただきますけど、そうした縛りのある中で、現在のこの吉賀町にあるよしか病院で、常勤の医師の方がどういった勤務体制が取れるかということ、当然整理をしていただいております。その中で、現状では、いろいろな規制がかかる中で、夜間救急については対応できない。仮にそれをしてしまうと、当然これは指針にも、方針にも抵触をするわけですが、結果的に、平常時の医療に支障を来すということになると、この通常の医療の提供ができないということになってくるわけですので、そうした観点から、総合的に勘案をさせていただいて、夜間救急については断念をしたということもございます。

少しインターバルのことについて、課長のほうから申し上げておきます。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 私のほうから、働き方改革の勤務間のインターバルのことについて、少し補足をさせていただきたいというふうに思っております。

これまでも少し説明のほうはさせていただいたところではあります。よしか病院につきましては、宿日直許可を取った上での、宿直体制をとっております。

少し具体的に言いますと、朝8時からお医者さんが、通常の勤務17時15分まで働いて、その後に宿直勤務をしたというふうなケースでございます。そうしますと、次の日また朝8時から働こうと思えば、その夜間の9時間の間は、休息を取らないといけないということになりますので、ここでやはり夜間救急をとってしまうと、次の日の朝からは働けないというようなことで、

規制になるので、できないということになります。そのため、やはりきちっとお医者さんに休息を取ってもらうために、宿日直許可のほうとっているというようなことになります。

どうしても、夜間救急をやろうと思えば、前も少し説明をしましたが、やはりお医者さんの数でいくと、10人必要であるというようなことが、カタクリ会のほうも言っておられます。また併せてお医者さんだけではなくて、やはりスタッフ、看護師、介護師、介護福祉士、こういった職種についても、今よりは少し増やさないと、やはりそれについて対応できないということがありますので、そういったところで御理解いただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 夜間がないから、町を出ていくと、それは仕方ないと言われましたけど、出ていくならしょうがないと、それだけで済まないと思うんです。やっぱり何かあるからこの町に帰ってきて、また移住してきたのに、こういう病院、医療の件に関しては、誰しもが充実した、町長が先ほどから言っていますが、地域医療であるので、その辺はやっぱり拡充というか、充実した医療を、みんなが求めている。それは町長もわかっていると思うんですけど。

次に、リハビリの件ですけど、リハビリに行っている方は、ほとんどが器具を利用しているリハビリです。その一つが昨年来故障していまだに直っていませんが、この5月になり、もう直さず引き払いました。利用者にとっては、1つでも器具がなくなるのは大変なマイナスであり、不利であります。利用時間も減り、また器具も少なくなり、全てがマイナスであります。3月以降、制限されてリハビリに行けないと、月日数が減らされてしまったりと、こういったこともあり、地域に根差す医療とはかけ離れているように感じます。町長に、地域の医療とは何かというのを聞きたいんですけど、どういうふうに思っておられるのか、その辺も含めて。

また売店も利益が上がらないという理由で、設置しないそうですが、簡単に結論を出さず、工夫して時間を短くするとか、もっと考えてもらえないのか、医療対策課ももっと、部屋に閉じこもっておらず、患者や医療スタッフの意見を集めてほしいものです。赤字面ばかりを見ず、よい医療とは何かを追求してほしいものです。このことについても、町長の御意見をお伺いします。

また、当日、リハビリに関してですけど、キャンセルすると、キャンセル料が発生すると言われました。病院で予約しておいてキャンセル料というのは、初めて聞いたんです。何でそういうことになるのか。要は利益を追求ばかりしていると思うんですけど、その辺も含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、後段のリハビリ、売店、そのほかについてお答えをしたいと思います。

議員の言われるリハビリ器具につきましては、石州会から無償で譲渡を受けた器具で、平成26年の導入から10年が経過していることもあり、よしか病院となる以前から故障していましたが、修理のための部品がないということでした。そのため、よしか病院指定管理者仕様書の9、業務内容（4）施設及び設備の維持管理業務の水準、この中の③でございます。貸出備品等管理業務に基づいて指定管理者の医療法人カタクリ会と町で協議した上で、現品を修理して使用することは事故等につながる可能性もあり、使用に耐えられないと判断し、撤去処分しております。

新たに更新するかは、指定管理者の医療法人カタクリ会と町で協議することになりますが、現在のところ、費用対効果も考えた上で検討されていると聞いております。

それから、売店についてでございますが、売店については、指定管理者の医療法人カタクリ会において、現在は設置することは考えていないということで、5月より自動販売機を設置したところであります。町としても、病院内での売店運営が難しいことも理解しております。

それから、診療科についてのお話も少しあるわけでございますが、これにつきましては、島根県健康福祉部長が先般地方紙の新聞紙上で、このようなコメントをしておられます。「人口減少が進む地域では、専門医をそろえるのは難しい、幅広い診療を担う総合診療医の確保に転換しなければならない」、こうしたコメントでございます。

このように、吉賀町のような中山間地では、個々の患者の皆さんが求めるものを、全てそろえることはどのような病院であっても、絶対にできないと思っております。現実にそこまでの対応はしていないと思います。患者さんが本当に必要としているものについて、優先度をつけて対応することが、病院経営の面からも求められますし、地域医療を長年続けていくことができる方法であると考えています。

当然、医療、地域医療は残していかなければ、当然でございますが、どうしたらこの医療が残せるか、どうであれば残せるか、ゼロにしないで済むかということを考えていくのが、一番大切なことだろうと思っておりますので、その点も考慮しながら、診療科も含めて今回3月1日で、現状の形でスタートさせていただいたということでございます。

また、担当課であります医療対策課におきましても、そのような考えの下で、運営を担う医療法人カタクリ会のスタッフと様々な協議を行い、必要であれば地域へも出かけながら一生懸命対応しております。特に、医療対策課のほうも町内に33か所、地区サロンがございますが、そちらのほうへ、要請があれば出かけていって、この病院の機能の説明などもさせていただいているところでございます。

それから最後のところでございますが、私としては大変残念なんです、そのひとときだけを御覧になって、部屋に閉じ籠もって、こうした憶測による発言は、ぜひ控えてほしいというふう

に考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 憶測による発言を控えろということですけど、私もリハビリに行っていると、対策課の人が病院を歩いているのが見られないんです。ほとんどが。何しとるんじやろうかと思うので、もっと出て行って、いろんな医療スタッフや看護師さんなどの意見等を聞いて歩くのも、やはり医療対策課の仕事だと思うので、それはぜひ進めてほしいと思います。

またリハビリの器具ですけど、これは100万円もしないんです。それをなんかおかしいことで、もう使わない。先ほども言いましたけど、やはり私どもにとっては、器具を利用してのリハビリであります。その中で器具が1つでもなくなると、やはりそれだけマイナスになります。その辺も理解をしてほしいと思います。

その辺を含めて再度御返答をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 医療対策課の働き方のことが御指摘ございました。先ほど言いましたように、医療対策課の職員、当然、よしか病院の中で、医療スタッフの方、それから事務の方、ほかの職員の方と、日々いろんな会議をしながら、それから会議のほうへ出て、いろいろな議論をしながら、どうしたらこのよしか病院の経営が健全化できるのか、日々の診療が順調にできるかということを、本当に医療・介護従事者の方、それから事務的な方とも、膝をつき合わせて協議をしているところでございます。

一方では、先ほど言いましたが、病院から外に出て、地域に出かけて地区サロン等に出かけて行って、そうした説明もさせていただいているということでございますので、それは8時間あるいは7時間45分、ずっと会議に出たり、地区へ出たりということは、当然ありません。外へ出ている仕事もあれば、当然事務仕事もあるわけでございますので、そうした意味で、職員は一生懸命頑張っているというところは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

もちろん町のほうから今、カタクリ会のほうへ派遣をさせていただいております。2名の職員についても、同様に、カタクリ会のスタッフと一緒に本当に頑張っているところでございますので、その点はぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから器具の点でございます。これは先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたが、費用対効果のところも含めて、安全性も含めて判断をさせていただいたということでございます。

それから少しキャンセル料のこともございますので、今我々の事務方といいますか、役場職員で分からないところがあるかもわかりません。少し医療対策課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） リハビリの器具の件で少しだけ補足しておきます。

リハビリの器具につきましては、先ほど答弁をしたとおりでございます。当然もう置かないという話ではございません。今検討中というところで御理解をいただければと思っております。基本的には、指定管理者の協定に基づいて町と医療法人カタクリ会とで話をし、必要であれば購入するというような形になりますので、その辺についてはお願いしたいと思っております。

それから、キャンセル料については、私のほうでは承知しておりませんので、すみません、この場ではコメントができないということで、御了承ください。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） キャンセル料については分からないということなんですけど、こういうことは、やっぱり医療対策課として、何でそういうキャンセル料が発生するのか、その辺もぜひ調べるべきだと思いますし、早急に調べて御返事をお願いします。

あと、リハビリのトイレの前の天井は畳1畳ぐらい穴が開いています。こんな病院はないです。その辺も直すのか、直さないのか。またトイレの中が1つ使えない。これも10年ぐらい前から使えないそうです。これは旧六日市病院も絡んできますが、よしか病院としては直すのか、直さないのか、その辺も含めて、今、返事せえといっても、無理だと思うのですが、ぜひ。

地域医療という、町長の地域医療についての考え方が、答弁がなかったけど、地域医療を残すというには、やはり地域の皆さんの要求というか、地域の皆さんを満たすような医療を提供することが必要であり、また夜間救急にしても、あるいはいろんな医療器具について、医療器具なんかも減らすのではなくて、必要ならそろえてこそ地域医療であり、何にもないような病院だったら、ないほうががましだと私は考えております。ちょっと取り留めのないことを言いましたが、以上で私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、お尋ねがありましたキャンセル料のこと、それからリハビリのトイレの前の天井のこと、それからトイレの中のこと、いろいろありましたが、こちらについては現状をまた確認させていただいて、可能であればまた担当課のほうから個別にでもお答えをさせていただきたいと思っております。

それから地域医療の話でございますが、当然地域医療、住民の皆さんが望むもの100%できれば、それは一番いいわけでございます。フルセットで望めば、経営の面で非常に難しいです。それは、こうした中山間地の中で、不採算のことをやっていくのが地域医療ですから、これを、住民の皆さんが、これは夜間救急も含めてなんですけど、これ全てやろうとすれば、これは無理がきます。結果的にどうなるかということ、経営が立ち行かなくなるということでございますから、

結局医療は続かないということでございます。ですから、許された制度の中、許された環境の中、身の丈に合った運営をする。そのためにどうしたらいいか、どういう形であれば医療が残せるか、ゼロにしなくて済むかということに議論になるわけでございますので、そのところはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

住民の皆さんの要望とか、ニーズがあるというのは重々承知もしておりますし、医療現場のカタクリ会も、よしか病院のほうも、そのことは重々わかっております。ですからそれに対応できることがあれば、当然対応していただいておりますし、これからもそうしなければならないかと思っておりますが、まずは経営の健全化、経営でございますから、そこをまず第一に念頭に置いて、やっぱり地域医療を提供していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） それでは、5番目の通告者、8番、大庭議員の質問は以上で終わります。ここで5分間休憩します。

午後2時44分休憩

.....

午後2時51分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

本日の最後の通告者になります。6番目の通告者、1番、桜下議員の発言を許します。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 1番、桜下でございます。大変お疲れでしょうが、最後の質問となります。どうかよろしく願いいたします。

私の質問は大きく1点であります。細かく7点にわたって質問いたします。

風力発電所の建設反対表明についてということで質問させていただきます。前もって述べさせていただきますが、私、町長の風力発電所建設反対についての表明をされましたが、このことのは非についての質問ではないことを御理解賜りたいと思っております。

つまりちょっと回りくどく言いましたが、町長が正式に建設反対を表明されましたが、そのことについて、私は賛成も反対もしませんということであります。私が質問すれば全て反対みたいに使われますが、そうではないことを前もって述べさせていただきます。

3月議会の一般質問におきまして、同僚議員からの風力発電所の建設について質問がありまして、町長は県内の自治体のトップとしては、恐らく初めてではないかと私は思っておりますが、正式にこの建設反対を表明されました。私は身内の不幸がありまして途中で退席をしましたが、帰ってこの表明を町長がされたということを聞きまして、また、その席にマスコミの方も来ておられたということで、町の内外に向けて、町長が公に表明をされたということを聞きまして、大変驚きました。中身よりも驚きました。

町長は、この風力発電所の建設につきまして、今まで町長は、本会議あるいは全員協議会等々で幾度もこのことにつきまして質問がありましたが、町長ははっきりとした態度は示されず、いわゆる保留といいたいまいしょうか、県の姿勢とか、あるいは地元の声とか、あるいは業者の説明責任等々、町長は今まではっきり態度を表明されておられませんでした。もちろん沿線の周りの自治体のトップの方も正式には表明をされておられませんでした。

私がここで質問をする意味は、決断をなぜこの時期にされたのか、また表明されたのかということをお聞きします。

といいますとなぜかといいますと、このことにつきましては、議会のほうには全く説明もありませんでした。言葉をかえれば、本当に唐突でありました。今までは賛成・反対は保留されていたのに、なぜ同僚議員の一般質問で唐突に正式に態度を表明されたが、議会にも全く説明もなく表明されたが、そのことについて判断また経緯、時期についてお聞きをしたいと思います。

釈迦に説法ではありませんが、風力発電につきましては、私よりも皆さんのほうが御存じだと思いますので、大変失礼があるかと思いますが、質問させていただきます。

それでは、1点目であります。従来からの化石燃料発電から環境負荷の少ない再生可能エネルギーを使用した発電について、町長の基本的な考えをお聞きします。

化石燃料の発電といいますと、いわゆる石炭、石油、天然ガス等が代表されますが、この化石燃料の発電につきましては、二酸化炭素あるいは温室効果ガスの増加で地球温暖化に大変拍車をかける。それが化石燃料であります。

一方、再生可能エネルギーは太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等々、それを利用した再生可能エネルギーであります。再生可能エネルギーのメリットは、環境負荷が低い、エネルギー源が無限である、地域経済の活性化等があります。また、逆にデメリットは、初期の投資が大変高額であります。また、発電量が不安定であります。また、地理的制約が存在します。こういうことがネットのほうにも載っておりました。化石燃料と再生可能エネルギーのことにつきまして載っておりましたが、釈迦に説法で大変失礼と思いますが、述べさせていただきました。

町長は、この化石燃料から環境負荷の少ない再生可能エネルギーを使用した発電について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、風力発電所の建設反対表面についてということでお話をさせていただきたいと思います。

まず初めにでございますが、本町を事業想定区域の一部として計画をされております、あくまで仮称でございますが、西中国ウインドファーム事業に対する反対意向の表面について御説明をさせていただきたいと思います。

当初は令和5年、昨年の3月を予定をしておりました環境アセスメント制度による方法書手続きがございしますが、これは今現在も実施されておられません。つまりは、私が反対表明をした本年の3月時点で申し上げますと、開発工程見直しの説明からおよそ1年5か月、当初の方法書手続き開始予定時期からは、およそ1年が経過しておりますが、新たな動きは見られない状況でありました。また、それ以降、現在までのところでも、新しい状況は変化はないということでございます。

また、風力発電事業に係る一連の動きを受けて、令和5年5月に地元住民団体である「吉賀の環境と子どもたちの未来を考える会」が、風力発電事業の撤回を求める要望書と1,804人分の署名を本町へ提出をされました。

要望書は、風力発電事業計画に伴い懸念される事項として、町の総合計画である、まちづくり計画との整合性や移住定住人口への影響、人体、健康への影響、環境への影響等を指摘するものでありまして、本町としても重く受け止めたところでございます。

以上の点を踏まえまして、現在の状況が続きますと、風力発電事業に伴う懸念事項が払拭されず、町民をはじめとする高津川流域に住む人たちが不安を抱えたまま時間だけが経過することになります。このような状況は、本町にとって決して好ましくなく、看過するわけにはいかないと判断したため、本年3月、本風力発電事業計画に反対の意向であることを表明したところでございます。

それから、議員のほうから島根県内の自治体の首長としては初めてというような発言もございましたが、新聞報道でございしますが、これまで安来市、それから雲南市、この両市にまたがる山間地域に計画をされた、同じく大規模な風力発電事業がございましたが、これに対しまして、安来市の田中市長が早々に反対表明をされたというふうに私も記憶しておりますので、私が今年の3月にしたこと、恐らく2人目ではないかと思っております。

まず1点目、環境負荷の少ない再生可能エネルギーを使用した発電についてでございますが、再生可能エネルギー、具体的には太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーを使用した発電は、自然豊かな吉賀町においては重要なエネルギー資源でございます。その中で、太陽光発電については設置への助成を行っており、令和5年度は8件の設置に対して助成を行い、本年度も10件分の枠を予算上確保しているところでございます。

また、小水力発電につきましては、これまでも答弁させていただきましたが、島根県が町内での発電の可能性について調査を行った結果、20年間の稼働期間においては、発電原価が売電単価を上回るとの報告を受けているところです。新たに小水力発電が稼働できる候補地は、現在のところございませんが、脱炭素社会の実現に向けての一つの手法として、今後も注視する必要があると認識をしております。

また、現状においては、町内に1か所でございますが、小水力発電所がございまして、町の直営でその運営をしているのは御案内のとおりでございます。

木質バイオマス発電につきましても、以前答弁させていただきましたように、今まで利用されずに林地に放置されていた未利用の木材や製材過程で発生する木くずを利用することで、新たな木材の価値をつくることとなり、また木材は乱獲を行わず、しっかりと管理しながら活用すれば再生可能な資源であることから、再生可能なエネルギー活用として大変優れた活用方法ではありますが、しかし、一方で、燃料となる木材の調達において安定供給ができるかといった課題もございます。

他の再生可能エネルギーの活用についても、常により生産性、実現性を考慮に入れた方法を模索していくべきであるというふうに考えております。

現状において、再生可能エネルギーに対しての私の考えは以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 県内では、全国でも県庁所在地に唯一と言われておりますが、島根原発があります。これは原子力でタービンを回すわけですが、熱エネルギーで高圧の水蒸気をつくり、タービンを回転させて発電すると、これが原子力発電であります。

また、浜田市の三隅に三隅火力発電所がありますが、ここは1号機、2号機がありますが、1号機は石炭であります。石炭100%で回しております。また、2号機は石炭と木質バイオマスを混ぜて回しております。いわゆる三隅火力発電所は化石燃料を使った、2号機は若干違いますが、化石燃料を使った発電所だと聞いております。それがいいか悪いかというのはちょっと避けまして、質問を続けます。

今、町長、県内で2番目というふうにおっしゃいましたが、正式な建設反対の表明につきまして、今言われました立地に関係する岩国市、周南市、津和野町、益田市、県について、事前の説明をされておられますか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、次に、反対表明に関する近隣市町、自治体への事前の説明についてでございます。

本年3月議会におきまして、風力発電事業に対する反対意向の表明を行ったことにつきましては、島根県、岩国市、周南市へは情報提供を後刻のところで行っております。

なお、事前のところでは島根県におきましては、こうした一般質問の通告がございました。私といたしましては、このようなコメントをいたしますというのは、担当課を通じて県のほうにはコメントを入れさせていただいたところではございますが、県のほうからは、これに対してのそれこそコメントはございませんでした。

それから、周辺の自治体についてでございますが、これは行っておりません。前段で県のほうへこうしたコメントをするということをお願いしておいたということでございます。これは、これまでの経過として、今回の事業計画に対して、地元自治体に対しての意見を県から求められておりました。それを吉賀町が島根県のほうへ申し上げ、そして最終的には、丸山知事が事業者側のほうへ県のコメントとして発出したという経過がございますので、そこはしっかり配慮しなければならないということで、県のほうには私のコメントの内容は伝えさせていただきました。

それから、この圏域の益田市、津和野町、それから、今回この計画の該当にもなります山口県の岩国市、周南市のほうにはお伝えをしております。これは必要であったという御意見かも分かりません。

私といたしましては、この計画がある地元の自治体の首長としての見解でございますので、それをあえて前段のところで、こうしたことで発出をいたしますということは、私は必要ないことだったと思います。むしろ、やはりこの高津川という共有の財産でございますが、その水源があり、上流域を預かる自治体の首長として、いろいろな面でやはり不安が払拭できないという状況でございますので、その責任において、そうした判断をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 3番目に移ります。先ほどの件と若干重複するかもしれませんが、正式な建設反対の表明を受けまして、先ほど言いました関係する市町の反応について、何か反応があればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、表明後の各首長等からの反応についてでございます。

特段、この内容について、関係する首長のほうからコメント等は全くございません。また、県や関係市町においても、環境アセスメント制度に基づく方法書の手続きがございしますが、これについても見送られており、それからおおむね1年以上が経過した現在においても、当該事業者の新たな動きが見られないという状況にあるというような状況も併せてお伺いをしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 4番目の質問をいたします。

この風力発電所建設、町長は反対表明されましたが、私は2,000人弱の反対署名も集まったということで、民意の反映だと思いますが、私は全て反対ではないのではないかと考えております。それは、国も大変積極的に再生可能エネルギーを使った発電でありますので、積極的に立地を進めておりますし、また、地域経済の活性化にも大変、言葉は悪いですが、国策ではないで

すが、国も大変進めているということで、地域経済の活性化にもつながるのではないかと考えております。

建設に賛成をされた町民もたくさんおると聞いておりますが、その方に向けて、町長の反対についてのお考えを分かればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） その前段でございます、国の再エネ発電に対する考え方でございます。

いろいろな省庁がその考え方を示しているわけでございます。総じて言うと、再生可能エネルギーの活用を進めると同時に、地域の懸念を払拭して、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築していく必要があるといった内容が記載されているということでございますので、今、議員言われているように、当然国策でございます。私もそれは重々承知しております。ただ、地域でなかなか賛同を得られない、不安を払拭できないような状況があれば、そこは慎重にやっぱりやっていきなさいというのが国の考え方でも示されておりますので、まず私はそれを重要視をさせていただいたところでございました。

それで、今回、私が判断をする一つの要因には、地元の多くの皆さんから、1,804人の方から要望書が上げられたということもでございます。当然その要望書に署名をされた1,804人の方は、今回の事業計画には反対だよという意思表示でございます。

しかし、私はその署名をされた、反対をされる1,800余の皆さんに、今回の反対の表明をするに当たって、説明を全く行っておりません。説明会も行っておりません。ですから、逆に言うと、当然今議員が言われますように、賛成の方も当然いらっしゃると思いますが、そういうスタンスで言うと、賛成の方に対しての説明会をする意向もございません。あくまで、先ほど言いました、今回計画をされております地元の自治体の首長の思いとして、その反対を表明させていただいたということでございますので、恐らくと言ってもいいと思いますが、賛成をされる方がおられると思いますが、そちらに対しての説明も、やはり反対の方に対しても説明を行っておりませんので、相対的なところで私は判断をしたということで、そういう説明会についてはやる思いはございません。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） あくまでも町長の判断ということではありますが、町長いみじく言われましたが、国策だと私も思いますが、やはり国策ということであれば、当然ながら賛成も反対もありますが、地域経済におけるいろんな大きい影響が出ると思っています。そういうことも含めまして、この風力発電建設、賛成の方もたくさんおられた。積極的にするべきだという声があったことも事実でございますので、それは町長にお伝えをいたしました。

それでは、5番目に、ちょっとまた重複しますが、国が推奨しているこの事業ですね、自治体

の長として正式に反対表明をしたわけでございますが、今後の吉賀町に対しての影響が、この反対が、吉賀町に対して影響があるのかなのか、町長のお考えをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回私が行いました反対表明に伴う我が町に対しての影響についてでございます。

前段でも説明をさせていただいておりますが、再生可能エネルギーの活用は、これは進めると同時に、地域の懸念を払拭して、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築していく必要がございます。

今回は、（仮称）西中国ウインドファーム事業の計画に対する反対意向の表明でございます。再生可能エネルギー施設の導入自体を拒む表明ではございませんので、今後の吉賀町に対しての影響はないというふうに私は思っておりますし、そう信じようございます。一つの策の方向づけといいますか、その表明をもって、これから吉賀町がいろいろなことでやはり影響が出てくるといことは、私はやはり本意ではないと思っております。ですから、仮にそうしたことが私は起こらないとは思いますが、仮にまた起こった場合には、そうした態度でしっかり自分の考えを述べていきたいというふうに思っているところでございます。

あくまで、私の思いとして反対の表明をさせていただいたところでございますので、新聞でも大きく報道されましたので、私自身もその活字の大きさにもびっくりしましたが、ただ、そうしたことを見ていただいて、いろいろやっぱり思われる方もいらっしゃるかと思いますが、あくまで私の思いを発信をさせていただいたということでございますので、これから国の動きがどうなるか、それは分かりませんが、仮にそうした懸念をされるようなことがあれば、しっかりそれは前を向いて、自分の思いを伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） それでは、6番目ですが、私の今回の質問の中でこれが一番メインだと思いますが、一般質問で同僚議員の質問に対して表明されましたが、これだけ賛成・反対を保留していたのに、突如、反対を表明されたわけですが、事前にあれだけ何回もこの風力発電所建設につきまして、本会議また全員協議会等々でいろいろ質疑をしました。一般質問でも同僚議員から何回も出ておりますが、あれだけ保留をしておりましたが、建設反対を表明するのであれば、一般質問の答弁の前に通告書を出しますが、それが分かれば、なぜ議会に事前に反対をするという報告といいたいまいしょうか、説明がなかったのか、そのことについてお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一番ここが、今回の通告の肝のところだろうと思います。反対表明に伴って、この事前説明がなぜなかったかということでございます。風力発電事業者側からの新たな

動きがない状況が、何回も申し上げておりますが、1年以上続いておりまして、要望書にありました懸念事項が払拭されず、町民の方々あるいは高津川流域にお住まいの方々並びにその他多くの方々が不安を抱いたまま時間だけが経過する、その現在の状況、当時の状況から、本年の3月議会一般質問の中で、今回の事業計画に対して反対の意向を表明をする、その答弁をさせていただきました。

私といたしましては、一般質問の場面ではございましたが、これまでの経過であったり、時の状況であったり、それから理由等をしっかり述べさせていただいた上で、あくまで議場で、議場のこの場で、反対の表明をさせていただいたということでございます。その場面が、例えば全員協議会であればよかったということも分かりませんが、この議場でやはりそのことを発言をさせていただいたということでございます。同時に広報では、町民の皆さんに対しては、広報よしかの号外をもって、3月の下旬のところで、皆さんにも私の表明の理由とお知らせをさせていただいて、御理解をいただきたいというようなペーパーも配らせていただいたところでございます。

前々からいろいろなことを考えながら、時間がやはり1年以上過ぎておりましたが、いずれにしても議会の場でそうしたことを表明をしないといけないだろうということで、そのタイミングがこの一般質問の場であったということでございます。別に事前に説明をする全員協議会とかいうようなことも当然想定されたのかも分かりませんが、私はそれにこだわることなく、そのタイミングでしっかり自分の思いの部分、反対の表明をさせていただいたということでございますので、この点は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） タイミングがなかったということではありますが、今までいろんな大きい事業の問題とかいろんな問題の前は、必ず町長より全員協議会等々、議会に対していろんな説明がございましたが、今回に関しては全くなかったというのが、私の個人の考えではありますが、大変残念だと思っております。また、同僚議員の中にも、そういうふうに、建設が反対・賛成でなくて、事前に議会に説明がなかったということが大変残念であったということを上げたいと思っております。

それでは、7番目ですが、町長は風力発電そのものに反対なのか、それとも自然破壊、自然災害が懸念される建設場所に反対なのか。私は号外を見ておりませんので、ちょっとその辺は、町長書かれていたかどうか分かりませんが、風力発電そのものに反対なのか、自然破壊、自然災害が懸念される建設場所に反対なのか。そこについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 号外につきましては、本年の3月19日現在の情報で、広報よしかの号外で今回の西中国ウインドファーム事業に対する反対意向の表明についてということで、こうし

たペーパー1枚を全戸配布をさせていただきました。長々と書いておりますが、やはり理由は2つでございます、まず1つは、風力発電事業に進展が見られないということでございます。もう一つは、地元住民団体による要望書の提出があったということでございます。

ですから、私は何回も申し上げますが、再生可能エネルギーのその国策に対して、当然反対するものでも何もございません。当然そうではございますがとは言いながら、やはり住民の皆さんが不安を抱えたまま、この事業がどうなるかということのを待っているという状況は、決して好ましい状況ではないという、そうした思いの中で、やはりこれ以上の時間を費やすまでもなく、反対の表明をするべきだろうということで、3月の一般質問の中でお話をさせていただいたところでございます。

お隣の広島県になりますが、安芸太田町でも、これは町の町有地を賃貸借でそうした大規模な事業体のほうへ借用させるというような計画もあったようでございますが、これも大きく新聞に出ましたが、私と同じように、安芸太田町の橋本町長は、再生可能エネルギー自体のその国策に決して反対するものではないけど、住民の皆さんが不安を払拭できないこの状況の中で、この計画には到底賛成することはできないというような表明もコメントしておられます。私も同様でございます。

ということで、風力発電に反対なのか、自然破壊、自然災害が懸念される建設場所に反対なのかということでございますが、災害の防止や、それから自然環境、生活環境、景観の保全に十分配慮した上で、地域住民の懸念を払拭し、理解が得られていないことが、反対を表明する要因となっております。風力発電そのものを否定するものでは当然ございません。先ほど申し上げましたような内容で反対をさせていただいておりますので、またお時間があれば、その号外のほうをもう一度見ていただきたいなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 非常にここは重要なところなんです、住民の皆さんの不安が払拭されるのであれば、再生可能エネルギーを使う風力発電等々については、町長は別に反対でもない。そういうふうに私は今理解したんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の計画に対しては、そうしたコメントもさせていただいております。ただ、私といたしましては、本年の3月の一般質問の答弁の中でも長々申し上げたところでございましたが、私はその懸念される事項がたくさんあるわけです。一番やはり大きいものは、まちづくり、吉賀町は今第2次まちづくり基本計画がございまして、これとの整合性であったり、それから居住、それから移住価値の低下によるいわゆる人口減少。この町の今のこの自然とか景観に魅力を持っていただいて、IターンとかUターンをしていただける方がたくさんいらっしゃる

ますけど、そうした中であって、こうした大規模開発によって、風力発電が33基もできる。そうした風景を見たときに、皆さんがどう感じられるか。

これは既に時間が過ぎましたが、山口県の阿武町でイージス・アショアの基地をつくるという折にも同じような議論があったところでした。

それから3つ目といたしましては、健康への影響、4点目が町の基幹産業への悪影響、それから5番目が環境への影響であり、最後が風車の運転終了時における事後の問題。こうしたことが懸念材料としてたくさんあるという。これは、今回要望書を出していただいた皆さんもそのような考えでございますが。

ですから、仮に今からどういうふうに進むか分かりませんが、アセスメント等が仮に進んだとすれば、いずれそうしたもろもろの影響があるかどうかというのは出てくるかと思いますが、私は仮に、現状においてその影響がないにしても、何といたってもまちづくり計画との整合性がとれるかということと、人口減少対策に対して、今回の事業がどういうふうに影響するかということはやはり見ていかなければならないかと思っておりますので、再生可能エネルギーのその事業自体に反対するものではございませんが、やはり相対的なところで判断をしていかざるを得ないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 最後の質問になりますが、今の町長の答弁をお聞きしまして、やっぱり聞きようによっては、懸念材料が払拭されれば風力発電については反対すべきものでもない。絶対賛成というわけではありませんが、というふうに私は受け取りました。恐らくケーブルテレビを見ておられる方も、町長は反対表明をされましたが、私と同じような思いを持っておられる方が多いと思うように、これは私の思いであります。

それでは、最後になりますが、今の質問と関連がありますが、今後、建設立地とか、あるいは建設環境とか、国・県等々による風力発電建設の推移によっては、今回は反対の表明をされましたが、今後は再考はあるのか。そのことについて、最後お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 環境負荷の少ない再生可能エネルギーを使用した発電についてでございますが、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーを使用した発電は、自然豊かな吉賀町においては重要なエネルギー資源であるというふうに認識をしております。風力発電に限らず、災害の防止や自然環境、生活環境、景観の保全に十分配慮した上で、地域住民の懸念を払拭し、理解が得られるのであれば、これは一般論になるかも分かりませんが、やはり地域と共生する再生可能エネルギーの導入の実現のために、町としてもしかるべき対応をとってまいりたいと思っております。それは一番最初に申し上げました太陽光のことであったり、それから

地熱のことであつたり、小水力発電のことであつたり、相対的な再生可能エネルギーに対しての私のスタンスでございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、まちづくり計画との整合性を念頭に置いて考えてまいりたいというふうに思っております。そして、令和4年秋に風力発電事業のこの事業者側から開発工程見直しの説明を受けておりますが、それ以後、全く今日までのところで新たな動きのない状況でございます。そうした状況でもございますので、再考について、今の段階でコメントするときではないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 最初にも申し上げましたが、町長の判断に対しまして、是か非かを考えた質問ではないことを御理解いただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、1番、桜下議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） したがって、以上で本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時28分散会
